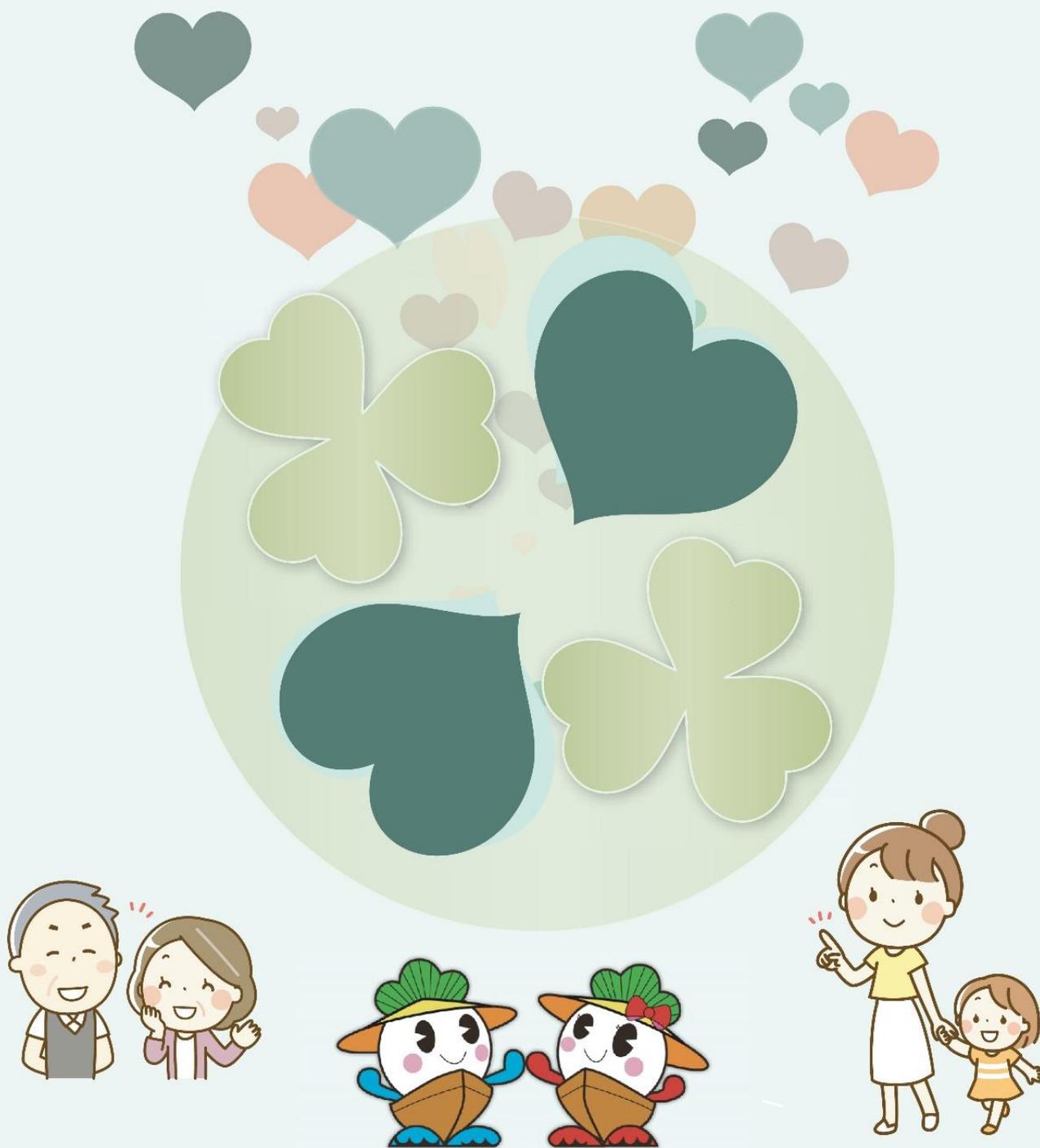


笠松町障がい者総合支援プラン



令和3年3月
笠松町

はじめに

近年の急激な少子高齢化の進行をはじめ、障がいのある方とその家族の高齢化、障がいの重度化が進むなど、障がい福祉のニーズは複雑多様化しています。今後さらに、支援を必要とする方々を地域で支える仕組みづくりがますます重要となってくると思われます。

障がいのある人もない人にとっても住みやすいまちとなるよう、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

こうした中、当町では、第6次笠松町総合計画の基本理念を「まちの魅力を活かした にぎわいと癒しのまちづくり」とし、まちのめざす将来像を「清流木曾川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」を目指すとともに、新たな法制度を踏まえ、「第3次笠松町障がい者計画」、「第6期笠松町障がい福祉計画・第2期笠松町障がい児福祉計画」を一体化し、令和3年度を初年度とした「笠松町障がい者総合支援プラン」を策定しました。

本計画では、「すべての人が自分の可能性を發揮できる地域共生社会を目指して」を基本理念とし、障がいのある方の特性に応じた支援やサービスを提供することによって、地域との関わりの中で、自らの価値を持ち、役割を担い、自分の可能性が發揮できる地域共生社会の実現を目指してまいります。

本計画策定にあたり、笠松町障がい者計画等策定委員会の委員の皆様には熱心にご審議をいただいたこと、また、アンケート調査などを通して住民の皆様からもさまざまなご意見をいただいたことに、心から厚く感謝申し上げます。

本計画の推進に対しまして、今後とも、住民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月

笠松町長 古田 聖人

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向について.....	2
3 計画の位置付け.....	8
4 計画の対象.....	9
5 計画の期間.....	9
6 計画の策定体制.....	9
第2章 笠松町の現状等について	10
1 笠松町の現状.....	10
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	16
3 笠松町の障がい者をめぐる現状及び課題.....	30
第3章 第3次笠松町障がい者計画	35
1 計画の基本理念.....	35
2 施策目標.....	36
3 施策の体系.....	37
4 分野別施策.....	38
目標1 地域全体での福祉の増進.....	38
目標2 社会参加できる支援の実現.....	45
目標3 日常生活を支える福祉、保健及び医療の充実.....	50

第4章	第6期笠松町障がい福祉計画	55
1	計画の位置づけ及び期間	55
2	成果目標と活動指標	55
3	障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み	64
4	地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	69
第5章	第2期笠松町障がい児福祉計画	76
1	計画の位置づけ及び期間	76
2	成果指標と活動指標	76
3	障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み	78
第6章	計画の推進	80
1	計画の推進	80
2	計画の進行管理	80
第7章	参考資料	81
1	笠松町障がい者計画等策定委員会設置要綱	81
2	笠松町障がい者計画等策定委員名簿	82
3	計画の策定経過	83
4	用語解説	84



計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、障がいのあるすべての方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本町では、平成23年3月に策定した「第2次羽島郡障がい者計画」及び平成30年3月に策定した「第5期羽島郡障がい福祉計画・第1期羽島郡障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「第3次笠松町障がい者計画」、「第6期笠松町障がい福祉計画・第2期笠松町障がい児福祉計画」を一体的にし、「笠松町障がい者総合支援プラン」として策定することとしました。

2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強かに推進
2. 障がい者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障がい者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障がいのある方、子供、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関係法の動向

① 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援(鉄道駅利用者による声かけ等)を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正 (平成 30 年)

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (平成 30 年)

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 (平成 30 年)

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 (令和元年)

- ・国および地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障がい者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

（3）障害福祉計画の見直しの動向

① 基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を図る
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

オ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

カ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障がい児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

キ 障がい者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

ク 障がい福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

ケ 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

イ 障がい福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

ウ 障がい者の社会参加等を支える取組

(障がい者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)

- ・障がい者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する

エ 依存症対策の推進

- ・依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

オ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・障がい児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・障がい児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障がい福祉担当課と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・放課後等デイサービス等の障がい児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・地域における重症心身障がい児の人数やニーズを把握する（管内の障がい児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障がい児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、障害者総合支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）

- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

カ 農福連携等に向けた取組

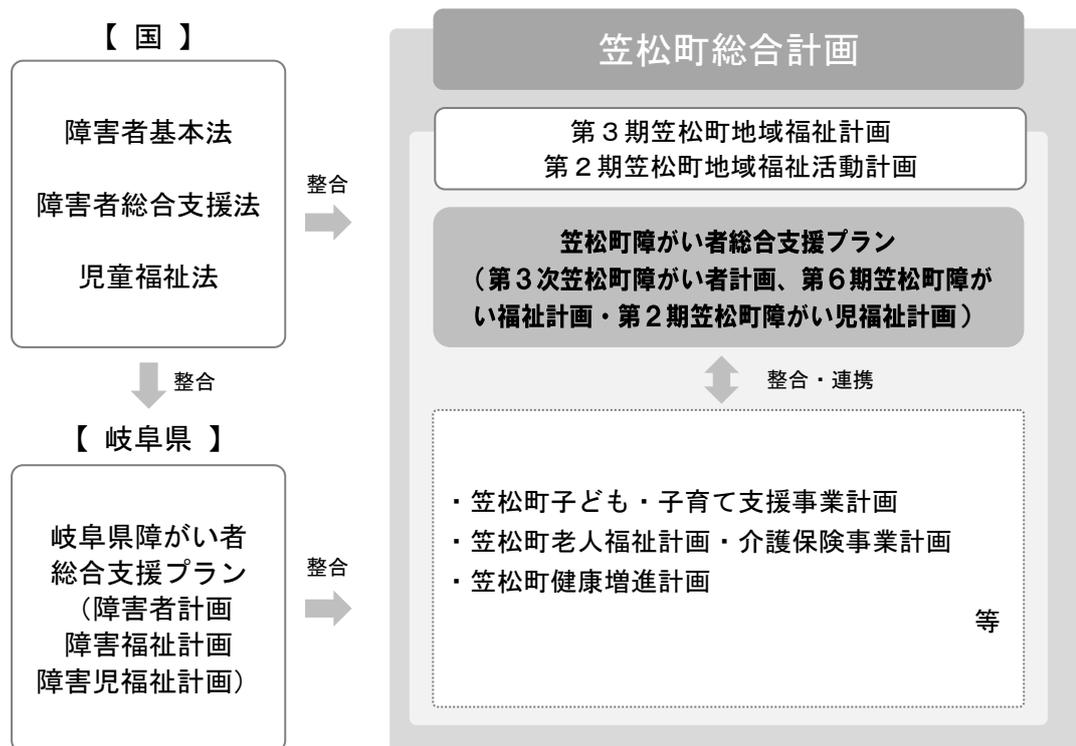
- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- 就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- 高齢障がい者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障がい者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

3 計画の位置付け

障がい者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、岐阜県障がい者総合支援プラン（障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画）並びに笠松町総合計画及び同実施計画における障がい者施策との整合性を図りました。



4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

5 計画の期間

障がい者計画は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間とし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次笠松町障がい者計画					
第6期笠松町障がい福祉計画 第2期笠松町障がい児福祉計画			第7期笠松町障がい福祉計画 第3期笠松町障がい児福祉計画		

6 計画の策定体制

策定にあたっては、令和元年度に実施した障がい者、町民の方へのアンケート調査や発達に支援が必要な子どもの保護者へのヒアリングの結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障がい福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図りました。



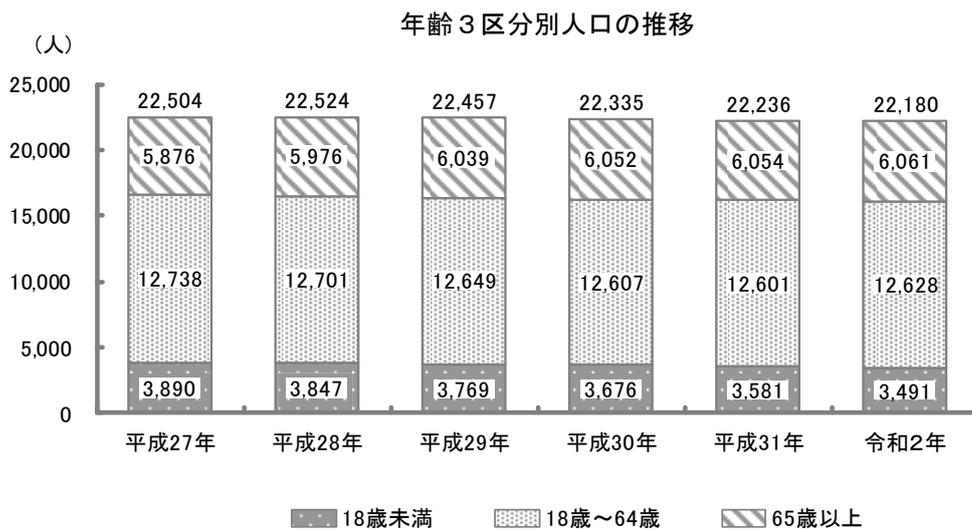
笠松町の現状等について

1 笠松町の現状

(1) 人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、18歳未満の人口は減少傾向にあり、令和2年4月1日現在3,491人となっています。

また、18～64歳の人口はほぼ横ばい傾向にあり、令和2年4月1日現在12,628人となっています。65歳以上の人口は微増傾向にあり、令和2年4月1日現在6,061人となっています。

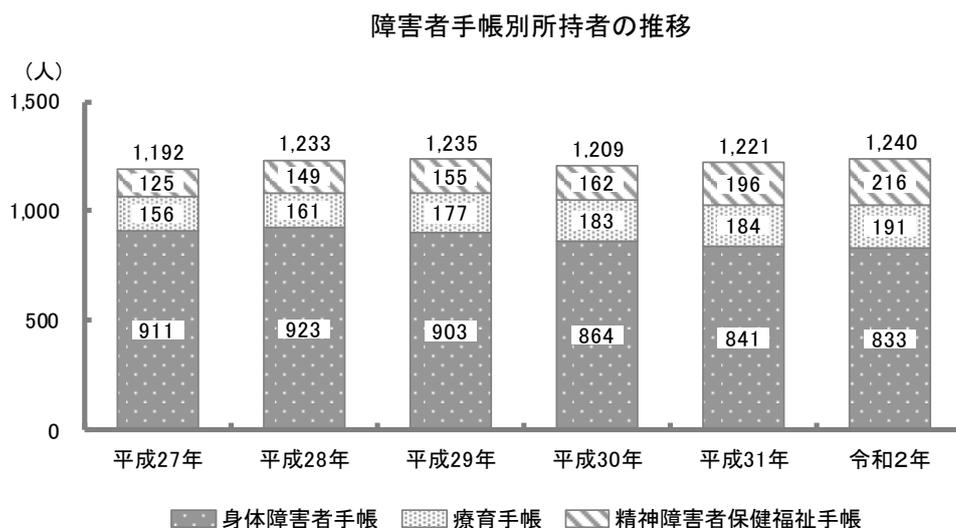


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 障がいのある人

障害者手帳別の所持者の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年4月1日現在833人となっています。

また、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在191人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和2年4月1日現在216人となっています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(3) 身体障がいのある人（身体障害者手帳保持者）

身体障害者手帳所持者の等級別の推移

身体障害者手帳所持者の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、1級の手帳所持者数が279人で最も多く、次いで3・4級の手帳所持者数がそれぞれ167人となっています。また、3・4級の手帳所持者数はわずかに増加傾向にあり、1級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	310	314	310	301	291	279
2級	152	156	152	142	139	136
3級	190	191	185	167	163	167
4級	163	163	163	158	164	167
5級	53	55	53	53	41	40
6級	43	44	40	43	43	44
合計	911	923	903	864	841	833

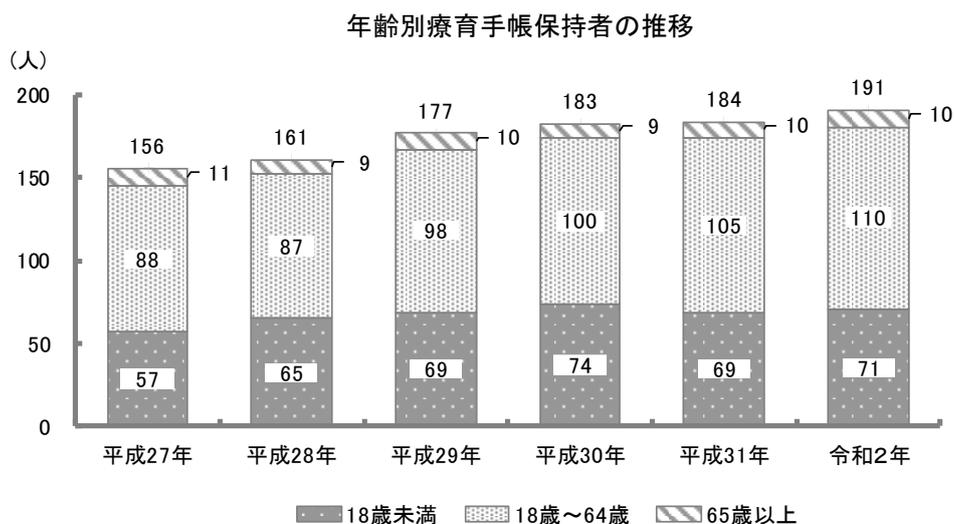
資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(4) 知的障がいのある人（療育手帳所持者）

年齢別療育手帳保持者の推移

年齢別療育手帳保持者の推移をみると、18歳未満は増減を繰り返しており、令和2年4月1日現在71人となっています。

また、18～64歳者数は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在110人となっています。65歳以上は横ばいで推移しており、令和2年4月1日現在10人となっています。



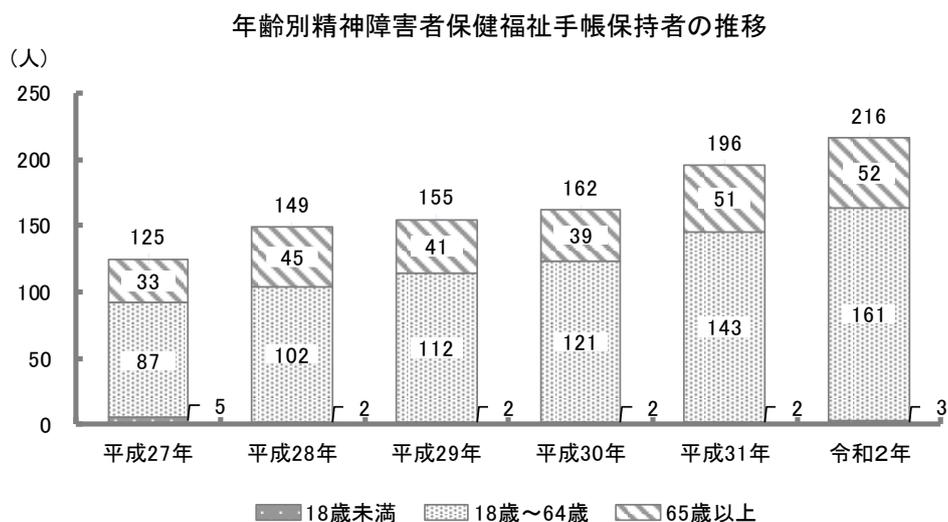
資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(5) 精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳保持者）

年齢別精神障害者保健福祉手帳保持者の推移

年齢別精神障害者保健福祉手帳保持者の推移をみると、18歳未満は横ばいで推移しており、令和2年4月1日現在3人となっています。

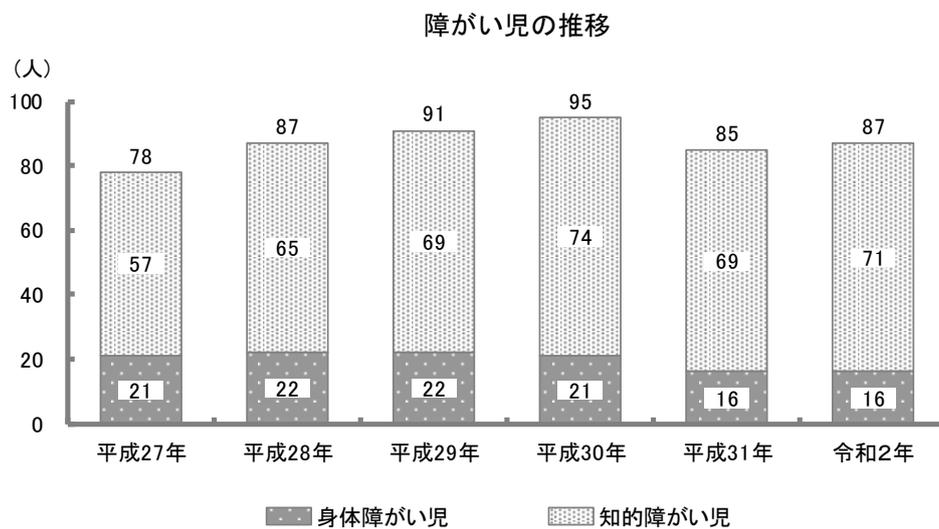
また、18～64歳者数は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在161人となっています。65歳以上におきましても増加傾向にあり、令和2年4月1日現在52人となっています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(6) 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、身体障がい児では、令和2年4月1日現在16人で、横ばいで推移しています。知的障がい児では、令和2年4月1日現在71人で、増減を繰り返しています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 笠松町「障がい福祉」に関するアンケート調査概要

① 調査の目的

「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の策定の基礎資料として、調査を行いました。

② 調査対象

- ・町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方（以下、障害者手帳の所持の方）
- ・町内在住の18歳以上の方（以下、町民の方）
- ・町内在住の18歳未満のサービス利用者等（以下、福祉サービス等を利用されている方）

③ 調査期間

令和元年11月11日から令和元年12月13日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	有効回答数	有効回答率
障害者手帳の所持の方	634 通	56.9%
町民の方	572 通	57.2%
福祉サービス等を利用されている方	69 通	69.0%

⑥ 調査結果の表示方法

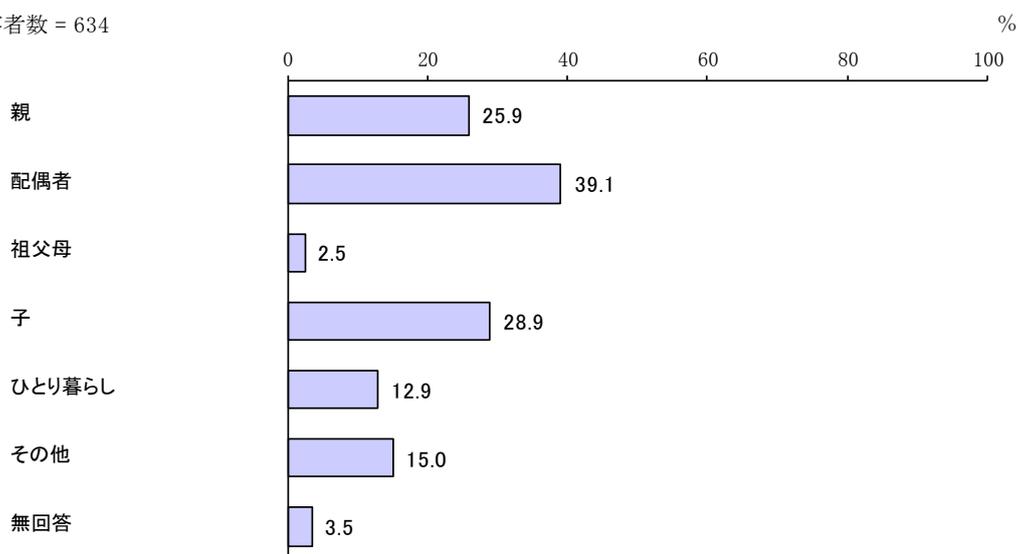
- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

(2) 家庭の状況

① 家族構成（障がい者手帳をお持ちの方）

「配偶者」の割合が39.1%と最も高く、次いで「子」の割合が28.9%、「親」の割合が25.9%となっています。

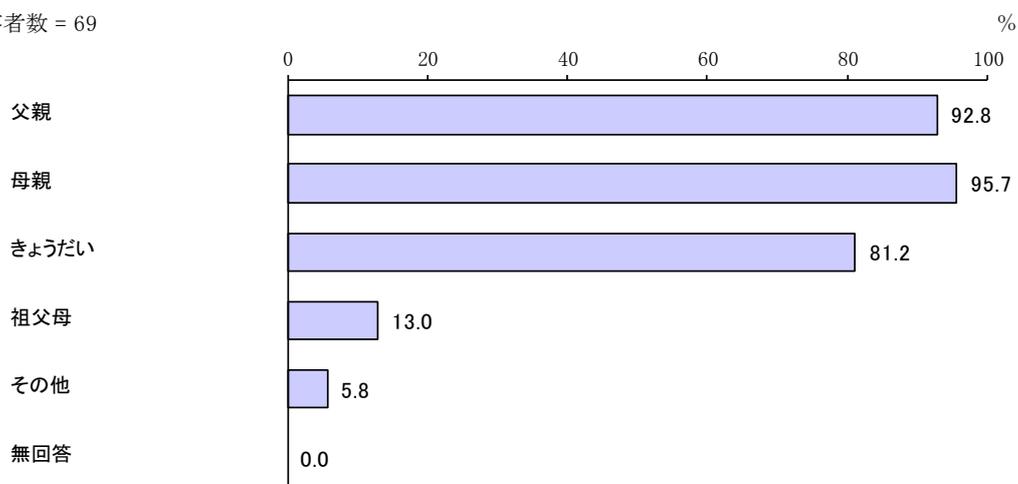
回答者数 = 634



② 家族構成（福祉サービスなどを利用されている方）

「母親」の割合が95.7%と最も高く、次いで「父親」の割合が92.8%、「きょうだい」の割合が81.2%となっています。

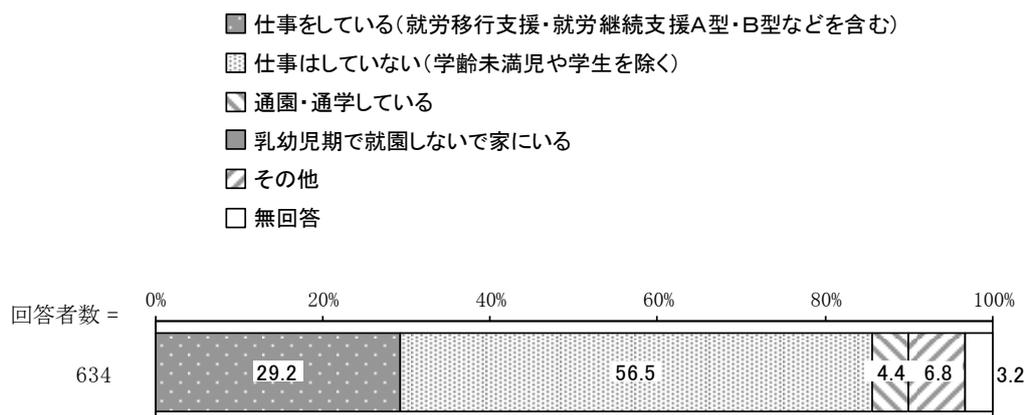
回答者数 = 69



(3) 日常生活、暮らしについて

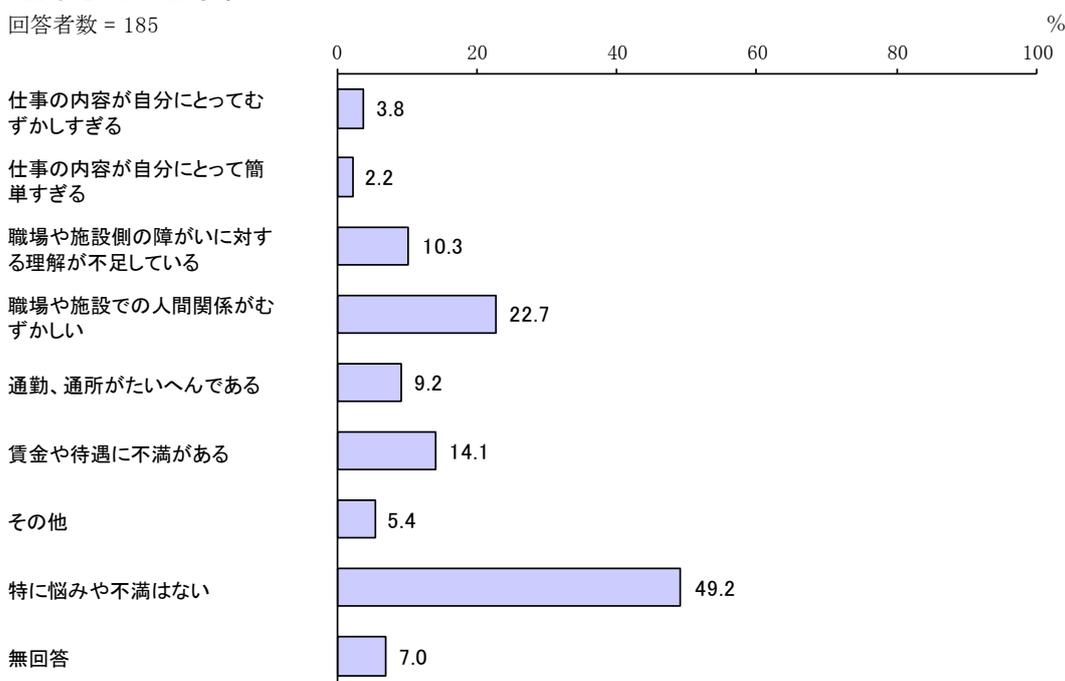
平日の昼間の過ごし方

「仕事はしていない（学齢未満児や学生を除く）」の割合が56.5%と最も高く、次いで「仕事をしている（就労移行支援・就労継続支援A型・B型などを含む）」の割合が29.2%となっています。



仕事の悩みや困りごと

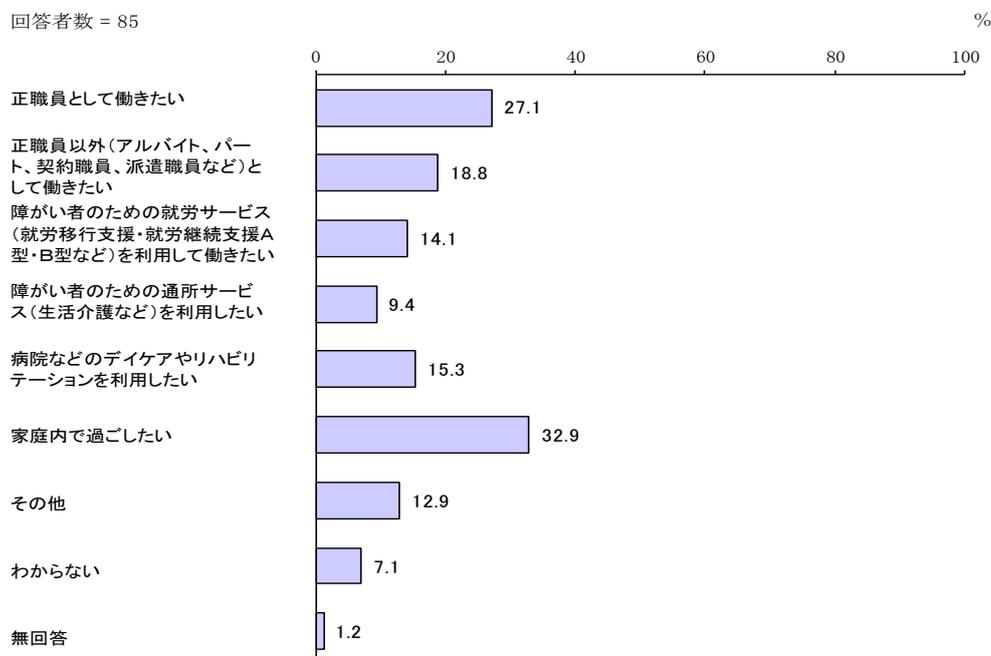
「特に悩みや不満はない」の割合が49.2%と最も高く、次いで「職場や施設での人間関係がむずかしい」の割合が22.7%、「賃金や待遇に不満がある」の割合が14.1%となっています。



今後の過ごし方

「家庭内で過ごしたい」の割合が32.9%と最も高く、次いで「正職員として働きたい」の割合が27.1%、「正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員など）として働きたい」の割合が18.8%となっています。

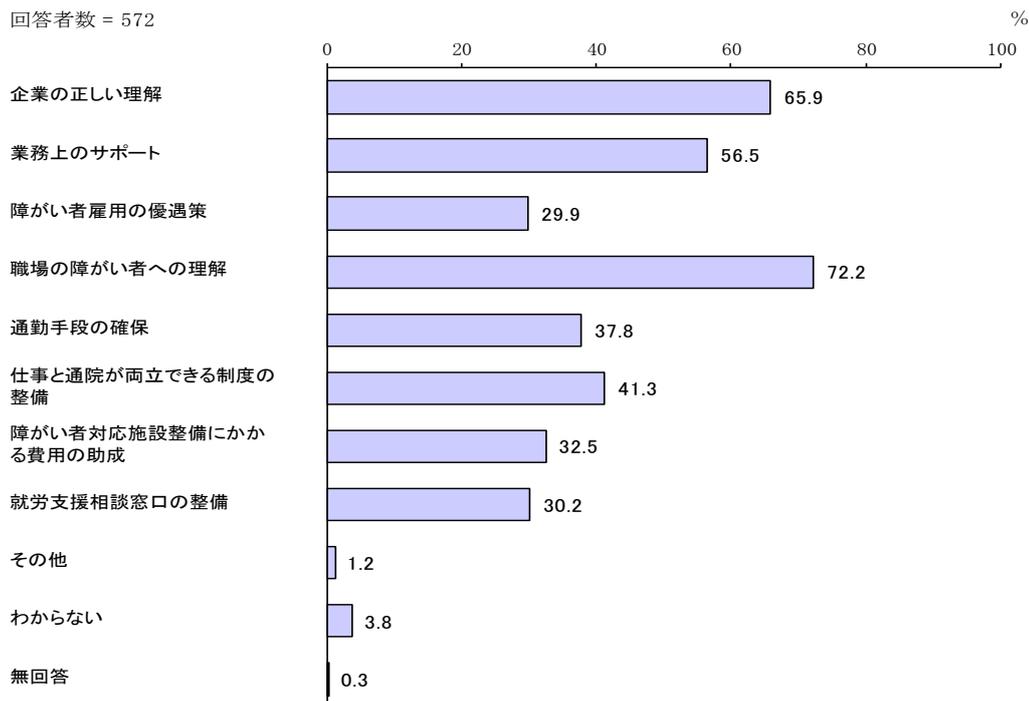
回答者数 = 85



障がいのある方への就労支援

「職場の障がい者への理解」の割合が72.2%と最も高く、次いで「企業の正しい理解」の割合が65.9%、「業務上のサポート」の割合が56.5%となっています。

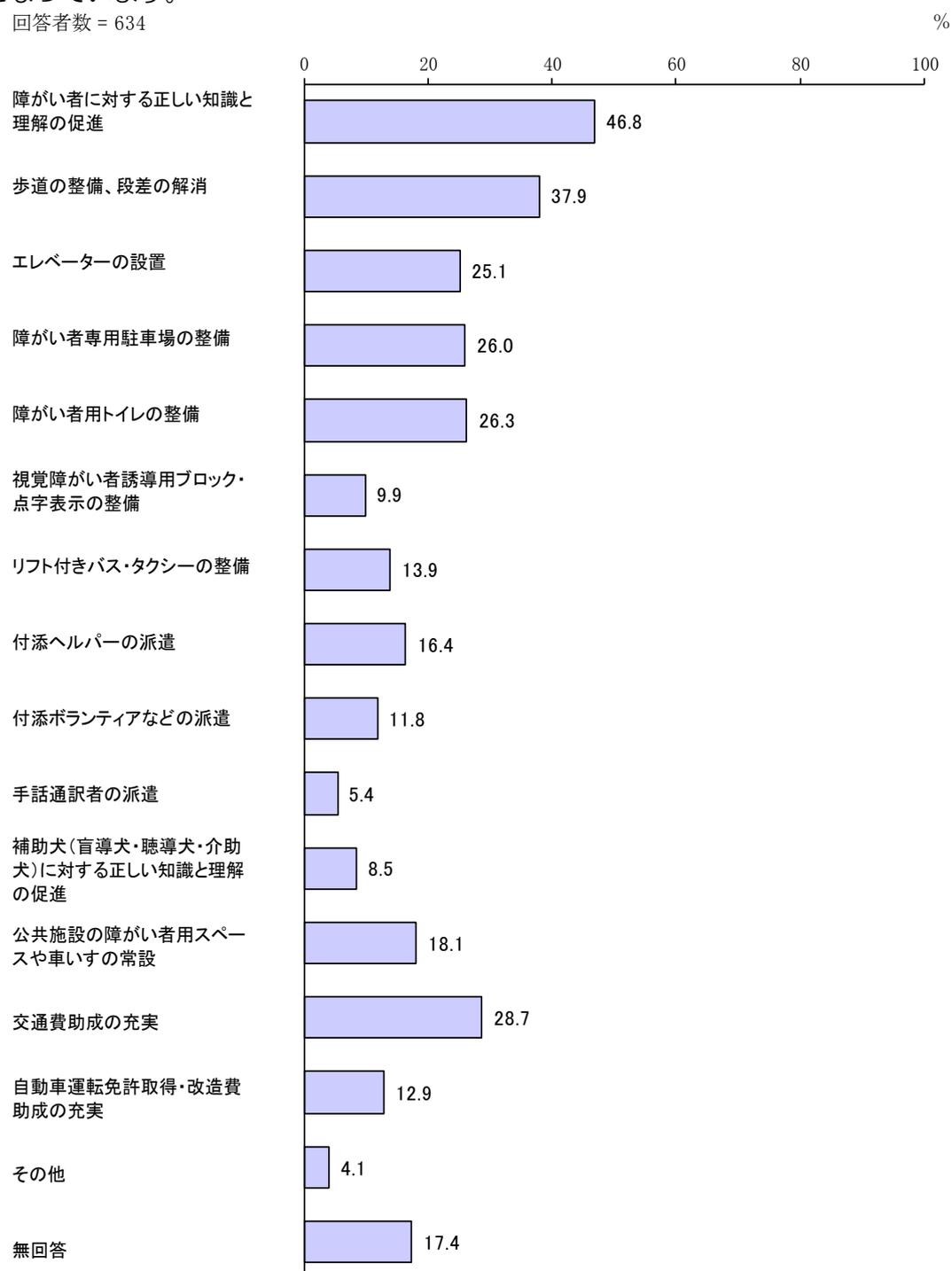
回答者数 = 572



障がいのある方が外出しやすくするために

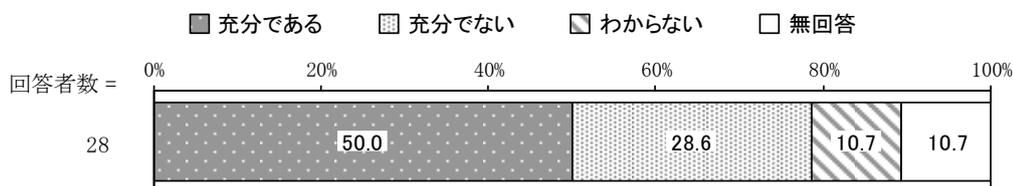
「障がい者に対する正しい知識と理解の促進」の割合が46.8%と最も高く、次いで「歩道の整備、段差の解消」の割合が37.9%、「交通費助成の充実」の割合が28.7%となっています。

回答者数 = 634



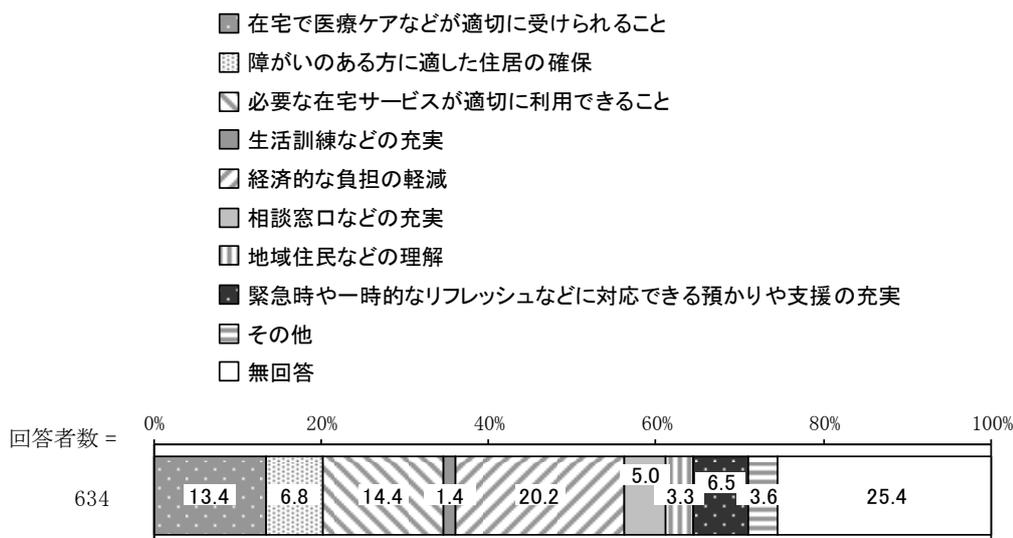
教育現場での障がいに対する理解

「「充分である」の割合が50.0%と最も高く、次いで「充分でない」の割合が28.6%、「わからない」の割合が10.7%となっています。



地域で生活するために必要なこと

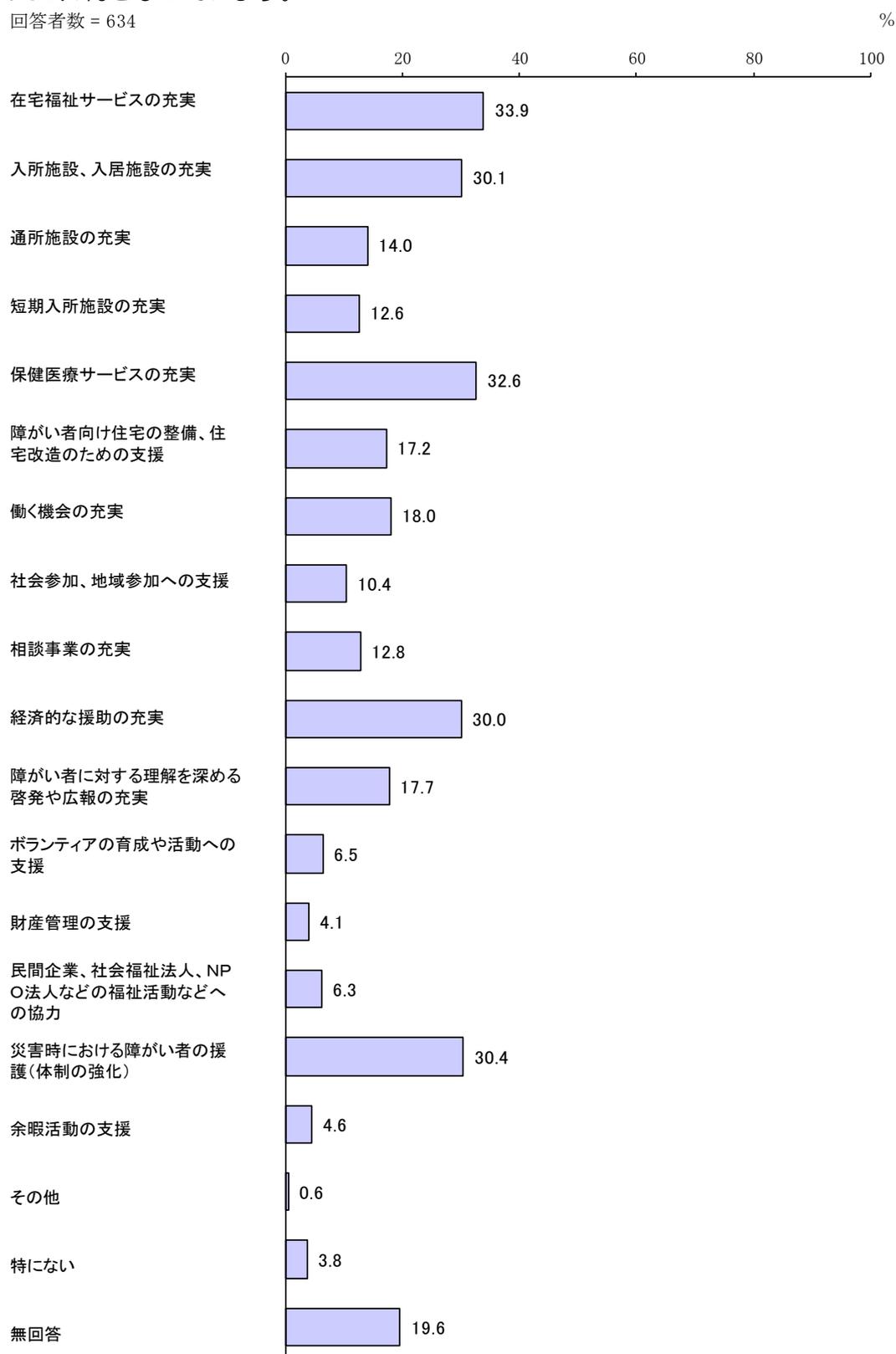
「経済的な負担の軽減」の割合が20.2%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が14.4%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」の割合が13.4%となっています。



地域で暮らしやすくなるために必要なこと（障害者手帳所持の方）

「在宅福祉サービスの充実」の割合が33.9%と最も高く、次いで「保健医療サービスの充実」の割合が32.6%、「災害時における障がい者の援護（体制の強化）」の割合が30.4%となっています。

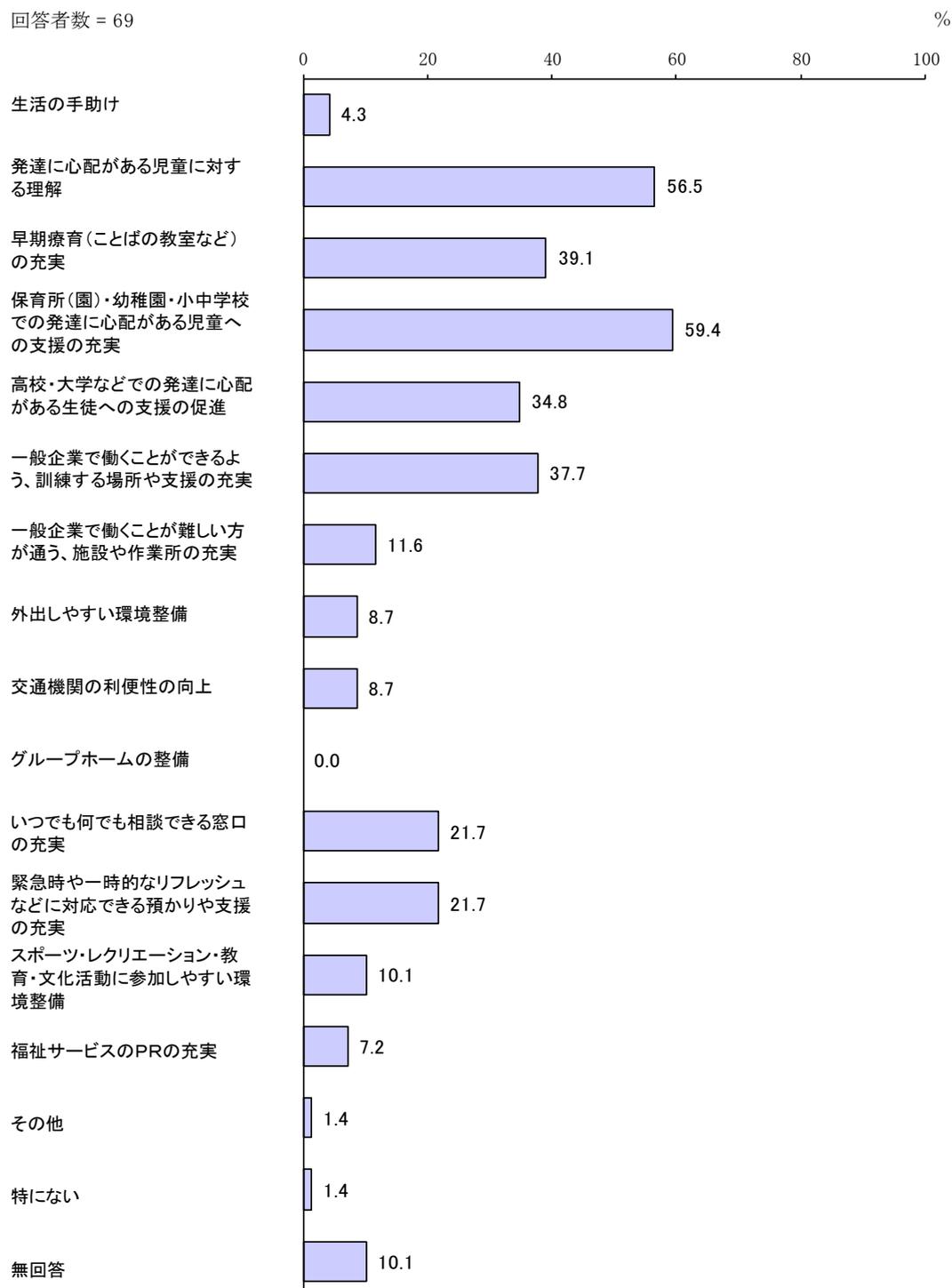
回答者数 = 634



地域で暮らしやすくなるために必要なこと（福祉サービス等を利用されている方）

「保育所（園）・幼稚園・小中学校での発達に心配がある児童への支援の充実」の割合が59.4%と最も高く、次いで「発達に心配がある児童に対する理解」の割合が56.5%、「早期療育（ことばの教室など）の充実」の割合が39.1%となっています。

回答者数 = 69

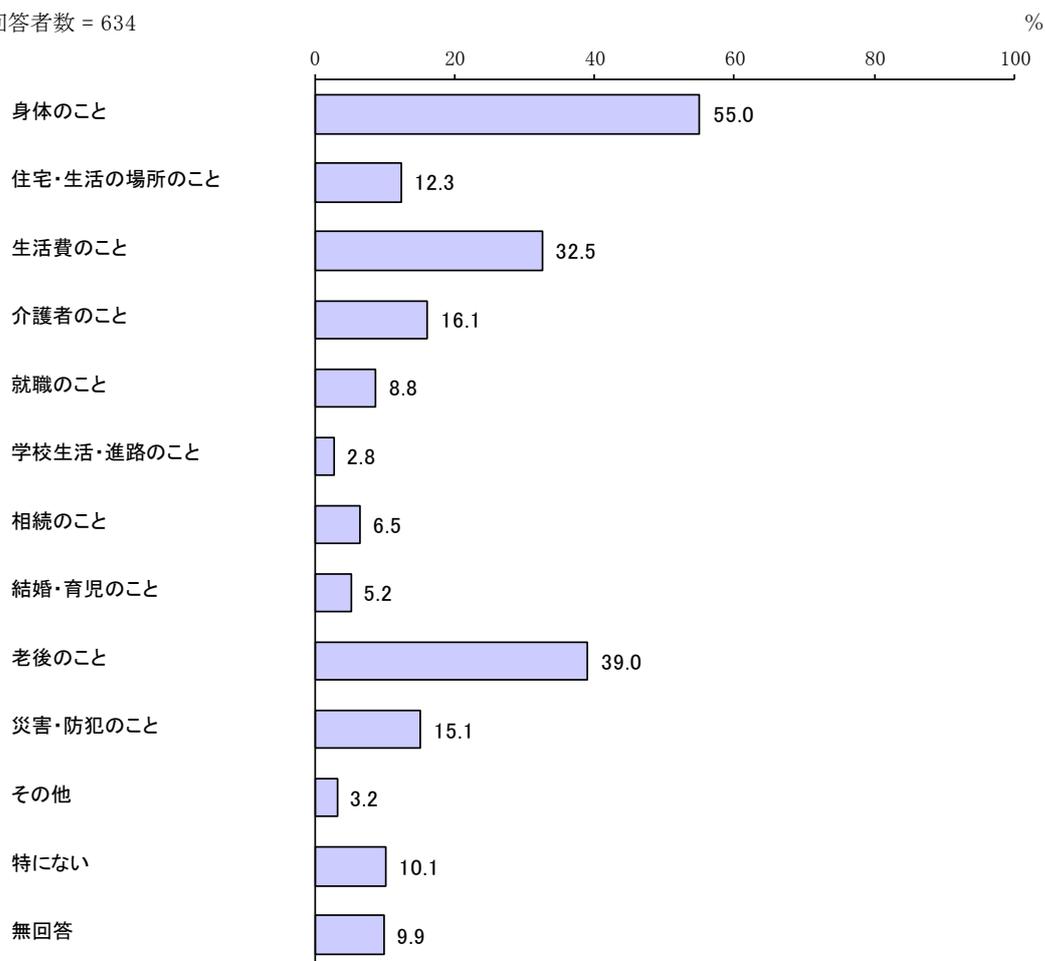


(4) 相談支援について

今、気にかかること

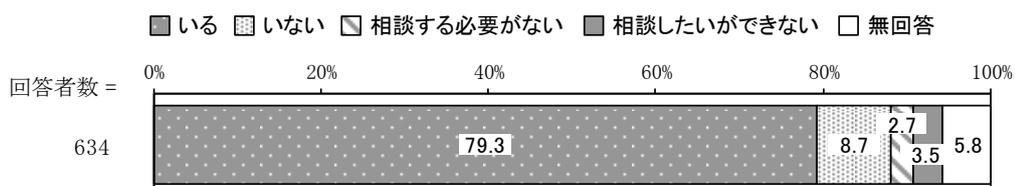
「身体のこと」の割合が55.0%と最も高く、次いで「老後のこと」の割合が39.0%、「生活費のこと」の割合が32.5%となっています。

回答者数 = 634



相談相手の有無

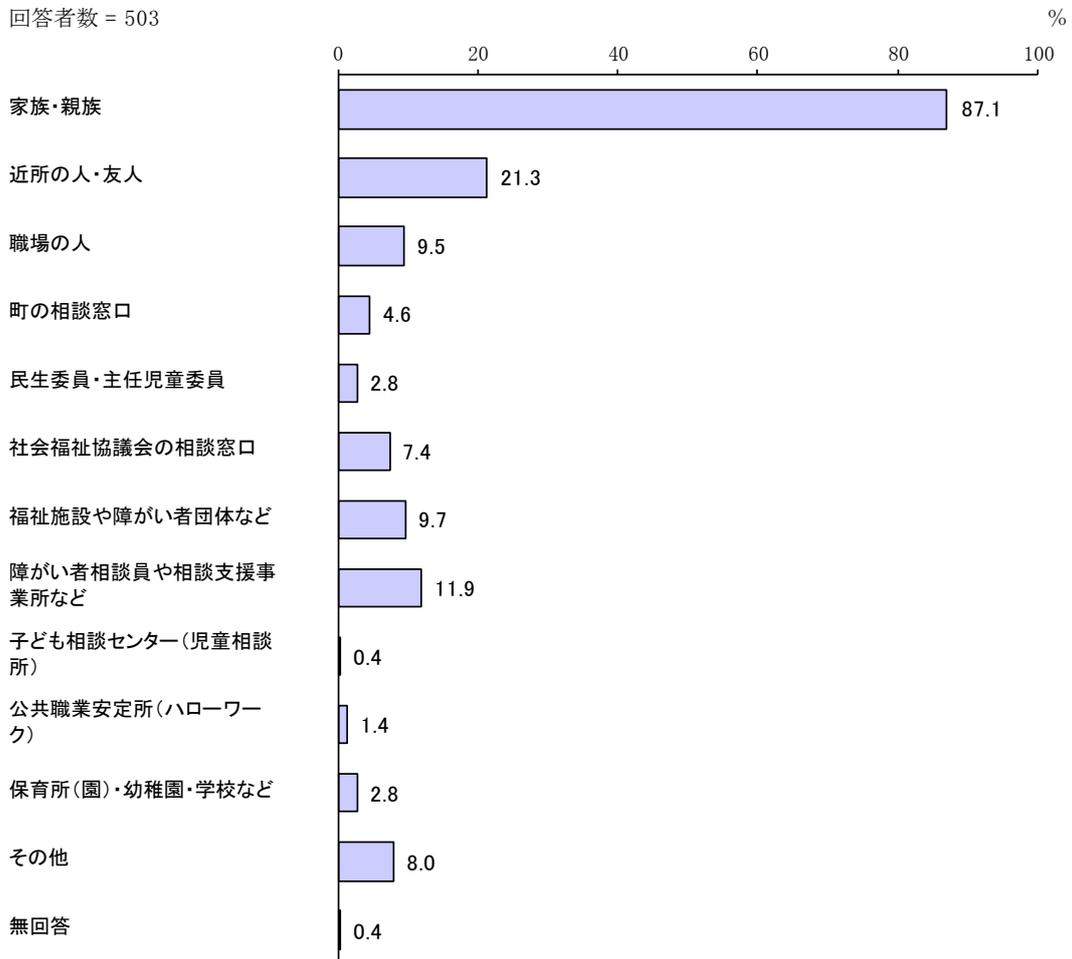
「いる」の割合が79.3%と最も高くなっています。



相談相手について

「家族・親族」の割合が87.1%と最も高く、次いで「近所の人・友人」の割合が21.3%、「障がい者相談員や相談支援事業所など」の割合が11.9%となっています。

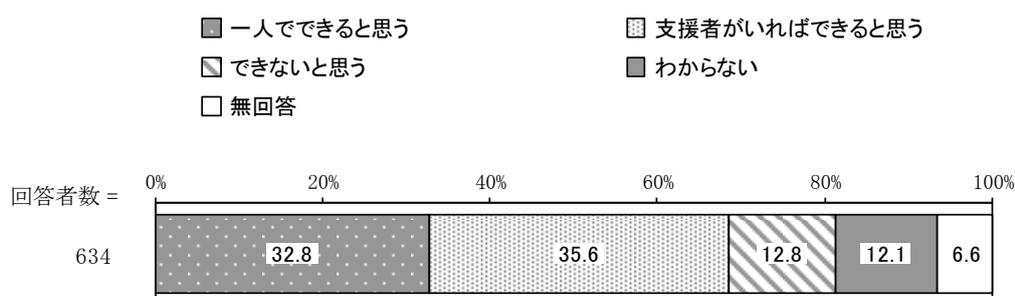
回答者数 = 503



(5) 災害時等の支援・対応について

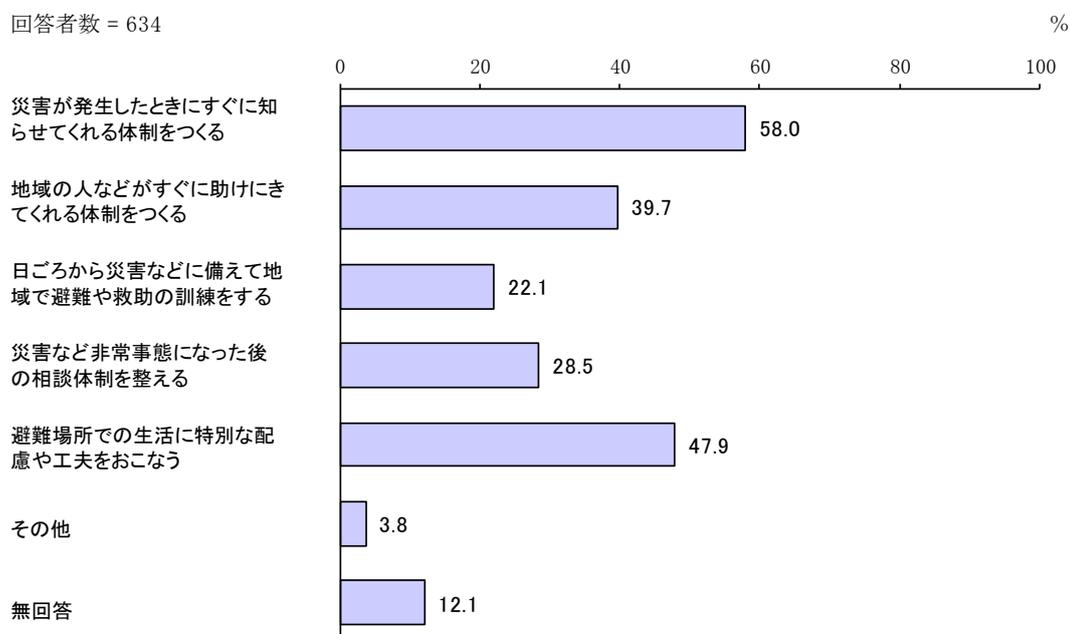
災害時にひとりで避難できるかについて

「支援者がいればできると思う」の割合が35.6%と最も高く、次いで「一人でできると思う」の割合が32.8%、「できないと思う」の割合が12.8%となっています。



災害時の対応について

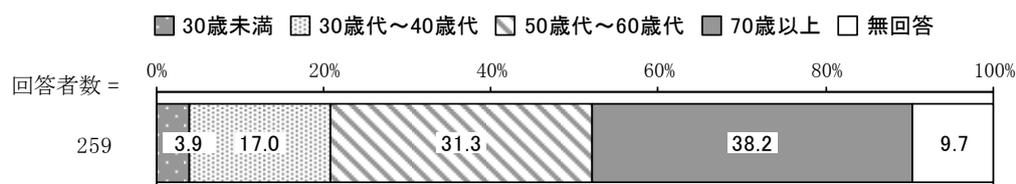
「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる」の割合が58.0%と最も高く、次いで「避難場所での生活に特別な配慮や工夫をおこなう」の割合が47.9%、「地域の人などがすぐに助けにきてくれる体制をつくる」の割合が39.7%となっています。



(6) 介護の状況

介助者の年齢

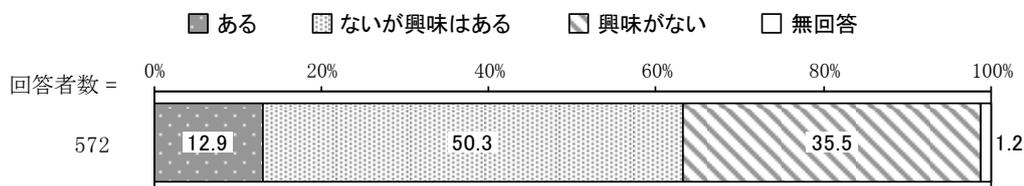
「70歳以上」の割合が38.2%と最も高く、次いで「50歳代～60歳代」の割合が31.3%、「30歳代～40歳代」の割合が17.0%となっています。



(7) ボランティア活動

ボランティア活動について

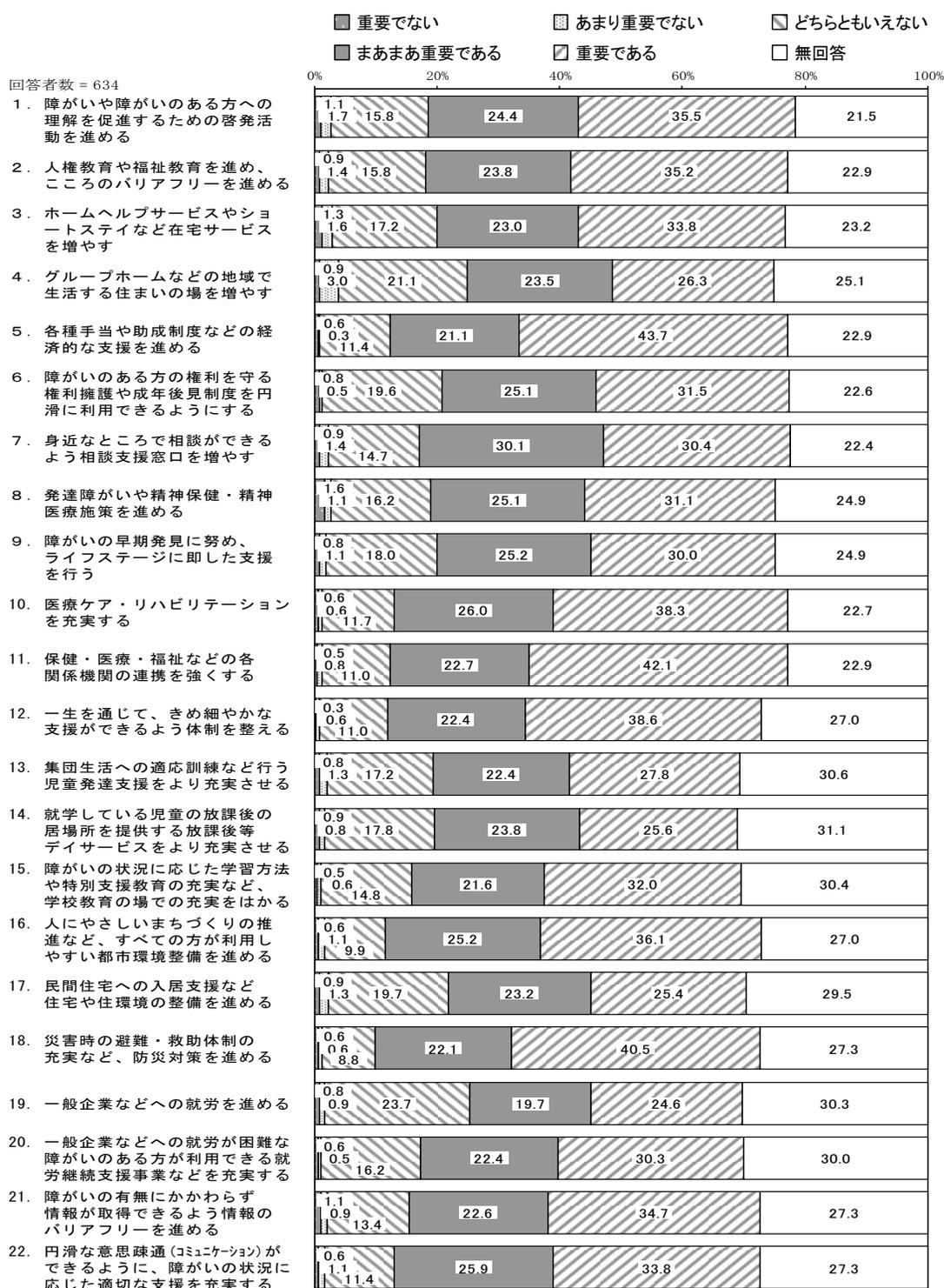
「ないが興味はある」の割合が50.3%と最も高く、次いで「興味がない」の割合が35.5%、「ある」の割合が12.9%となっています。



(8) 障がい福祉施策について

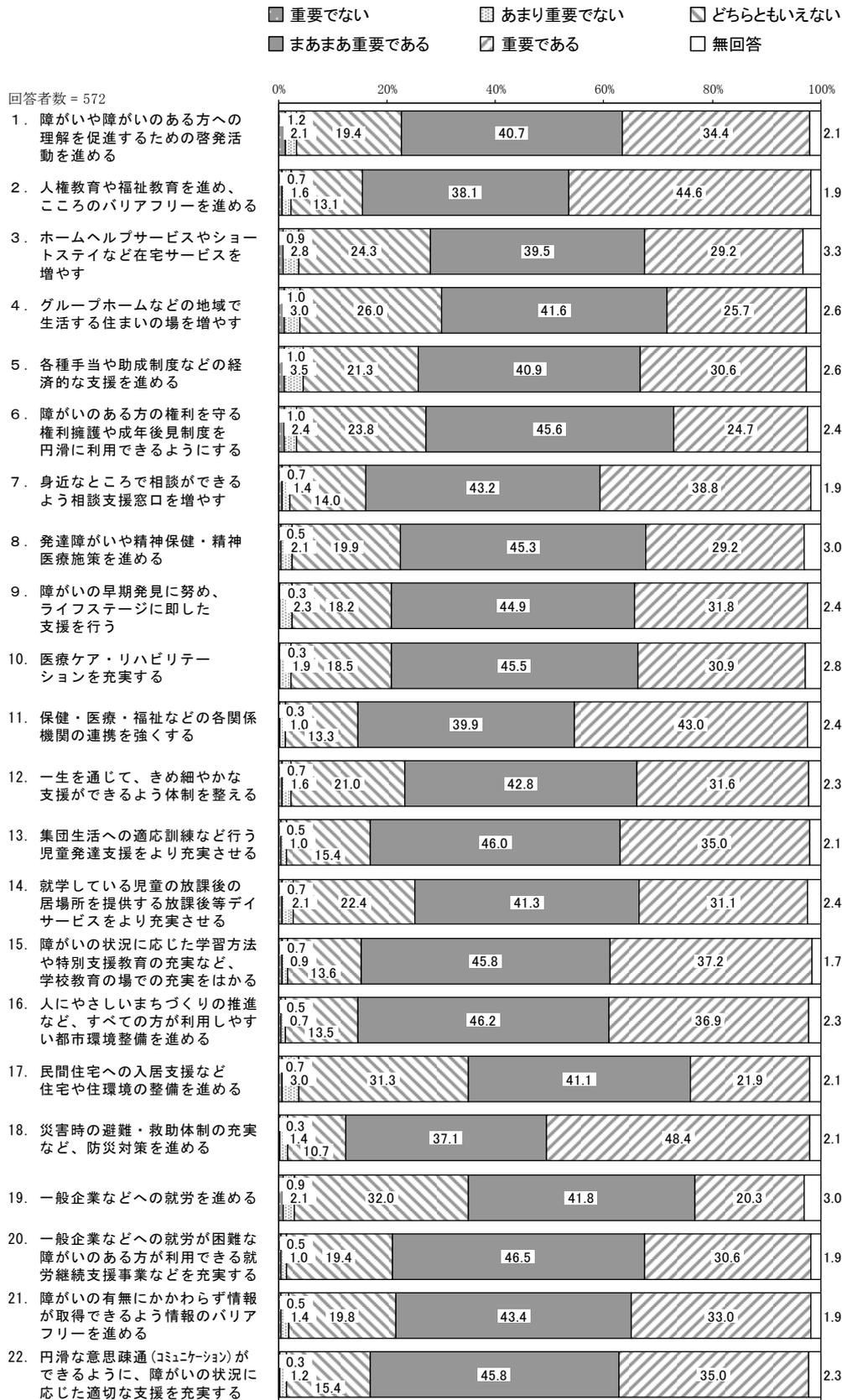
①障がい者施策として力を入れるべきものについて（障害者手帳の所持の方）

『5. 各種手当や助成制度などの経済的な支援を進める』『10. 医療ケア・リハビリテーションを充実する』『11. 保健・医療・福祉などの各関係機関の連携を強くする』『12. 一生を通じて、きめ細やかな支援ができるよう体制を整える』『18. 災害時の避難・救助体制の充実など、防災対策を進める』で「まあまあ重要である」と「重要である」を合わせた“重要である”の割合が高くなっています。



② 障がい者施策として力を入れるべきものについて（町民の方）

『18. 災害時の避難・救助体制の充実など、防災対策を進める』で「まあまあ重要である」と「重要である」をあわせた“重要である”の割合が高くなっています。



3 笠松町の障がい者をめぐる現状及び課題

本町の障がい者を取り巻く課題を、アンケート調査結果、事業の実施状況から、前期計画の施策目標ごとに整理しました。

「施策目標 1 地域で育む障がいのある人の福祉の推進を確かなものにするために」についての課題

本町では、公的な福祉サービスをより一層充実していくために、地域における身近な福祉課題に対応、解決できるように、地域で支え合う新しい福祉のあり方（地域福祉）を、町民・地域・事業者・行政で協働して進めてきました。

障害者手帳の所持の方を対象としたアンケート調査結果をみると、今後、行政が推進する障がい福祉施策のうち、「障がいや障がいのある方への理解を促進するための啓発活動を進める」について、「重要である」と「まあまあ重要である」を合わせた、『重要である』と思う人の割合は59.9%、「人権教育や福祉教育を進め、こころのバリアフリーを進める」について、「重要である」と「まあまあ重要である」を合わせた、『重要である』と思う人の割合は59.0%となっています。

また、地域で暮らしやすくなるために必要なことについて、「在宅福祉サービスの充実」の割合が33.9%と最も高く、次いで「保健医療サービスの充実」の割合が32.6%、「災害時における障がい者の援護（体制の強化）」の割合が30.4%となっています。

さらに、町民の方を対象としたアンケート調査結果をみると、障がいのある方に関するボランティア活動について、参加したことは「ないが興味はある」の割合が50.3%と最も高く、関心が高まっていることがうかがえます。

障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、町民の障がいのある方への理解を深め、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。

また、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあうことで相互理解を深め、さらに、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進すべく、制度の周知や制度利用のための支援に取り組んでいくことが必要です。

「施策目標2 ひとにやさしいバリアフリーな社会を実現するために」 についての課題

本町では、バリアフリーな社会の実現を目指し、まちづくりにおけるハード面のバリアフリーに加えて、相互理解と交流による人々の心のバリアフリーや、近年の情報化社会の進展を背景に情報のバリアフリーについても施策を展開してきました。

障害者手帳の所持の方を対象としたアンケート調査結果をみると、今後、行政が推進する障がい福祉施策のうち、「人権教育や福祉教育を進め、こころのバリアフリーを進める」について、「重要である」と「まあまあ重要である」を合わせた、『重要である』と思う人の割合は、59.0%となっており、「障がいの有無にかかわらず情報が取得できるよう情報のバリアフリーを進める」については、「重要である」と「まあまあ重要である」を合わせた、『重要である』と思う人の割合は、57.3%となっています。

また、「人にやさしいまちづくりの推進など、すべての方が利用しやすい都市環境整備を進める」については、「重要である」と「まあまあ重要である」を合わせた、『重要である』と思う人の割合は、61.3%となっています。

さらに、地震・風水害などの災害時の対応として、障がい者の立場から見て重要だと思うことについては、「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる」の割合が58.0%と最も高く、次いで「避難場所での生活に特別な配慮や工夫をおこなう」の割合が47.9%、「地域の人などがすぐに助けにきてくれる体制をつくる」の割合が39.7%となっています。

障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

障がいのある人が、安心して街中を移動できるためには、施設整備の充実を図るとともに、交通安全対策を充実することも重要です。障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、標識等の整備充実を図るとともに、歩道や点字ブロック上の放置自転車や違法駐車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化と、町民モラル向上のための広報活動が求められます。

また、今後、福祉避難所の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

「施策目標3 日常の自立した暮らしを応援するために」についての課題

本町では、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、町民、関係機関、団体などが核となって、相談支援及び情報提供体制を充実し、ライフステージに応じた支援を地域において展開することを目指してきました。

障害者手帳の所持の方へのアンケート調査結果をみると、相談する相手が「いる」と回答した方に、相談する相手を尋ねたところ、「障がい者相談員や相談支援事業所など」の割合が11.9%、「福祉施設や障がい者団体など」が9.7%、「社会福祉協議会の相談窓口」が7.4%となっています。

また、地域で生活するために必要だと思うことについて尋ねたところ、「経済的な負担の軽減（20.2%）」に次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が14.4%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が13.4%、「障がいのある方に適した住居の確保」が6.8%となっています。

さらに、行政が推進する障がい福祉施策のうち「グループホームなどの地域で生活する住まいの場を増やす」について、「重要である」と「まあまあ重要である」を合わせた、『重要である』と思う人の割合は、49.8%となっています。

障がい者のニーズは多様化しており、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域で支えるグループホームや地域生活支援拠点の整備が求められています。

さらに、緊急時の対応など福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要となります。

「施策目標4 日中活動の場の充実と可能性の探求のために」 についての課題

本町では、障がいのある人、一人ひとりの自己実現に資するよう機能し、障がいのある人の可能性を拓ける役割を担うことができる活動の場や、障がいのある人の職業的な自立に向けて、多様な働き方を権利として確立することを目指し、施策を展開してきました。

障害者手帳の所持の方へのアンケート調査結果をみると、「通園・通学している」と回答した方に、学校などの教育現場では、障がいに対する理解が充分と思うか尋ねた

ところ、「充分でない」の割合が28.6%となっています。また、福祉サービス等を利用されている方へのアンケート調査において、地域で暮らしやすくなるために必要なことについて、「保育所（園）・幼稚園・小中学校での発達に心配がある児童への支援の充実」の割合が59.4%と最も高く、次いで「発達に心配がある児童に対する理解」の割合が56.5%、「早期療育（ことばの教室など）の充実」の割合が39.1%となっています。

さらに、「現在とは違う日中の過ごし方をしたい」と考えている回答者に、今後、どのように過ごしたいかについて尋ねたところ、「正職員として働きたい」の割合が27.1%、「正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員など）として働きたい」の割合が18.8%となっています。

しかし、障害者手帳の所持の方へのアンケート調査をみると、「仕事をしている」と回答した方に、仕事のことで悩んでいることや困っていることがあるか尋ねたところ、「職場や施設での人間関係がむずかしい」の割合が22.7%と2番目に高く、次いで「賃金や待遇に不満がある」が14.1%となっています。

また、町民の方へのアンケート調査結果をみると、障がいのある方が働くためには、どのような支援が必要だと思うか尋ねたところ、「職場の障がい者への理解」の割合が72.2%と最も高く、次いで「企業の正しい理解」の割合が65.9%、「業務上のサポート」の割合が56.5%となっています。

障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制を整え、障がいの特性に応じた療育を実施するために、指導方法等を工夫し改善を図っていくことが求められます。

そのためには、特別支援教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。

地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

障がい者の就労機会の拡大を図るためには、就労につなげる支援体制の充実とともに、一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障がいへの理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、企業と就労する障がいのある人をマッチングさせ、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

「施策目標5 社会参加促進のために」についての課題

本町では、障がいのある人もない人も共に社会参加できるよう、情報や移動手段、施設、そして指導者の不足を解消するなど、障がいのある人の参加を可能にする諸条件の整備による機会平等化の施策を展開してきました。

障害者手帳の所持の方へのアンケート調査結果をみると、今後、行政が推進する障がい福祉施策のうち「各種手当や助成制度などの経済的な支援を進める」「医療ケア・リハビリテーションを充実する」「保健・医療・福祉などの各関係機関の連携を強くする」で「まあまあ重要である」と「重要である」を合わせた『重要である』の割合が高くなっています。

また、地域で暮らしやすくなるために必要なことについて、「在宅福祉サービスの充実」の割合が33.9%と最も高く、次いで「保健医療サービスの充実」の割合が32.6%となっています。

さらに、障がい者が外出しやすくするために必要なことについて、視覚障がいのある方の回答では「視覚障がい者誘導用ブロック・点字表示の整備」が9.9%、聴覚障がいのある方の回答では「手話通訳者の派遣」が5.4%となっています

視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要です。近年では、情報通信技術の進展が障がい者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者や要約筆記者の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用を通じた支援の充実を図っていくことも必要です。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要です。また、障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

そうした中、重症心身障がい児・者の入院、入所等で必要となる医療的ニーズをはじめ、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。

さらに、障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。



第3次笠松町障がい者計画

1 計画の基本理念

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

また、第6次笠松町総合計画では、住民と行政がそれぞれの役割を担い、互いに尊重・理解し、高め合い、補い合うことで、人や地域、自然・歴史・文化などの様々な“魅力”が一層の輝きを放つことができるよう、まちづくりの理念を「まちの魅力を活かした にぎわいと癒しのまちづくり」とし、その理念のもと、新たなにぎわいを生み出すことで町全体が心も生活も『豊か』になり、すべてのひとが幸せで癒しを感じられるような『やすらぎ』のあるまちを目指すこととし、将来像を「清流木曾川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」としています。

以上のことを踏まえ、第3次笠松町障がい者計画では、第2次羽島郡障がい者計画を引き継ぎ、基本理念「すべての人が自分の可能性を発揮できる地域共生社会を目指して」の実現を目指します。

**すべての人が自分の可能性を発揮できる
地域共生社会を目指して**



|| 2 施策目標

(1) 地域全体での福祉の増進

障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごとなどを身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。

また、障がいのある人が、身近な地域で自立した生活を送り、地域における活動に積極的に参加し、交流を図ることのできるまちづくりを進めます。

(2) 社会参加できる支援の実現

障がい者の自立と社会参加を推進するため、障がい者への就労支援を推進します。就労移行支援事業等の利用や、雇用奨励金の給付、就労後の定着支援など、一般就労に向けた支援を推進します。

また、就労支援関係機関等と連携し、地域における障がい者の雇用促進や就労支援に向けた取組を進めていきます。

(3) 日常生活を支える福祉、保健及び医療の充実

障がいの種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。さらに、ライフステージごとに継続した福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

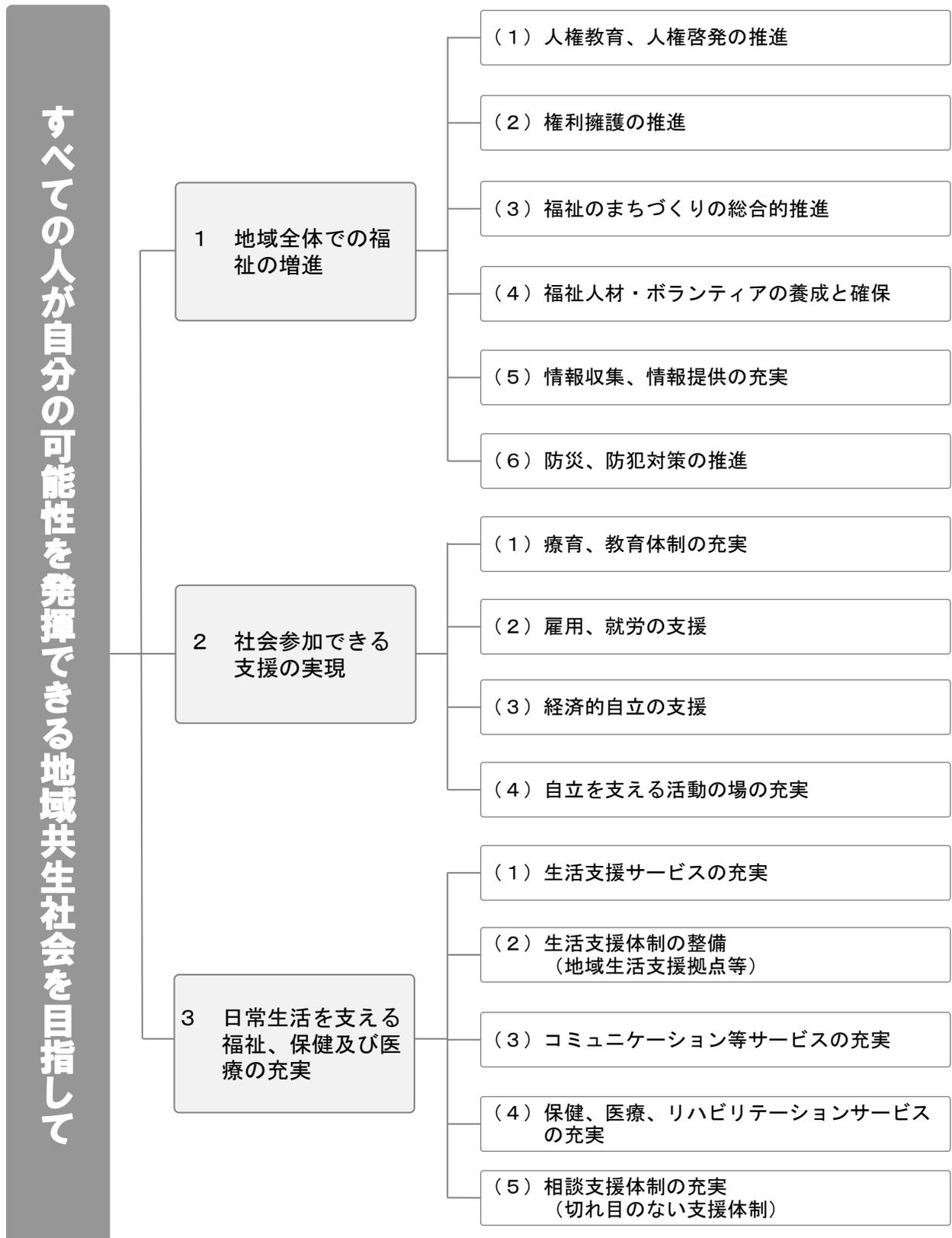
また、障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けられることができるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

3 施策の体系

[基本理念]

[施策目標]

[施策の方向性]



4 分野別施策

目標 1 地域全体での福祉の増進

施策 1 人権教育、人権啓発の推進

年齢や障がいの有無等にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、共に助け合いながら暮らしていく共生社会の実現を目指し、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる場面において、お互いの個性や多様性を認め、相互に高めあっていけるよう、あらゆる機会を通じた人権教育・人権啓発を推進します。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
<p>学校教育における人権意識の醸成</p> <p>子どもの発達段階に則し、人権尊重の視点に立ち、障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。</p> <p>研修等を通じて、教職員一人ひとりの人権感覚・意識の高揚に努めます。</p> <p>障がいのある幼児との交流により、ともに遊び、学ぶ機会の拡充に努め、すべての幼児の豊かな人格形成をめざします。</p> <p>障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるよう啓発活動に努めます。</p>	○	○	○	○	学校 教育委員会
<p>福祉教（共）育の充実</p> <p>学校の総合的な学習の時間や道徳の時間に、体験学習を通して、福祉に対する理解と関心を深め、社会の中には様々な人、生き方があることを学ぶなど福祉のこころを育んでいきます。</p> <p>地域の中において、地域の課題に気づき、人と人との関わりについての重要性を確認し、地域で共に学び、共に生きる力へと結び付けていきます。</p>	○	○	○	○	学校 教育委員会

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
<p>福祉のこころの醸成</p> <p>町の特色である「道徳のまちづくり」の考え方、活動の普及に努め、地域の中で活動を推進します。</p> <p>「笠松町人権施策推進指針」に基づいて、人権についての正しい理解と認識を深め、地域の中で考え、相談しやすい環境をつくります。</p> <p>「笠松のこころ」や人権尊重の意識向上など、福祉のこころを育み、住民相互の理解や交流のための講演会やイベントなど、多様な機会を提供します。</p> <p>ノーマライゼーションの理念や「障害者差別解消法」にある不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮に基づき、地域の中にいる障がいがある人たちと共に生きていくための知識や理解が進むよう学ぶ機会を設けます。</p>	○	○	○	○	人権擁護委員

施策 2 権利擁護の推進

だれもが地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりの人権を尊重し、権利を擁護する必要があります。成年後見制度の利用が必要と認められる障がいのある人の相談には、権利擁護センター等の関係機関と連携し、成年後見制度を適切に利用できるよう支援に努めます。

障害者虐待防止法が施行され、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応や再発防止に向けた取組を積極的に進めます。虐待防止に向け家族の介護負担の軽減を充実させるとともに、家庭内の虐待だけでなく、福祉施設や就労の場における虐待も未然に防止するように積極的な啓発活動に取り組みます。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
<p>権利擁護・成年後見制度の周知の啓発と利用の促進</p> <p>「成年後見制度利用促進法」に基づき、高齢・障害者権利擁護センターを中心に、地域の関係機関等や中核機関と連携して、広報、相談対応、町民後見人の養成及び活動支援等を行います。</p> <p>権利擁護についての理解を深めるため、権利擁護に関する学習の機会を設けるなど、支援する側の知識の普及・啓発を行います。</p> <p>虐待の未然防止や、虐待が発生した場合において早急かつ適切に対処するため、虐待の相談・通報窓口となっている関係機関と密に連携をとり、虐待防止ネットワークを強化していきます。併せて、地域の中において虐待防止の啓発活動を行い、相談・通報窓口を周知していきます。</p>	○		○	○	県 子ども相談センター

施策3 福祉のまちづくりの総合的推進

地域住民が地域の福祉課題の解決に目を向けた時、小地域ゆえに顔が見える福祉の展開が可能であり、障がいのある人の問題は全てのひとに関わりのある問題であることから、地域ぐるみの取り組みを推進します。

また、障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
住民・事業者・行政の協働による地域福祉の推進 地域福祉計画などの関連計画や近隣市町村と一体となり、障がいのある人の生活支援施策の推進に努めます。 障がい者福祉施策の推進にあたっては、障害者総合支援協議会を通じて推進に努めます。	○	○	○	○	
人にやさしいまちづくり 公共施設のバリアフリー化など具体的な実施に向けた取り組みを引き続き進めます。 スーパーやコンビニエンスストアなど日常よく利用する身近な施設のバリアフリー化や、内部障がい、乳幼児連れなど、より幅広い対象者へ配慮した整備を働きかけます。 事業者及び地域住民が福祉のまちづくりについて理解を深めるよう周知・啓発し、福祉に関する学習や自由な社会参加を促進するため、ボランティア活動の支援、支援に係る人材の養成等に努めます。	○	○	○	○	

施策4 福祉人材・ボランティアの養成と確保

地域福祉において、ボランティア活動や市民活動は大きな役割を果たしていますが、今後その重要性がさらに高まっていくことが考えられるため、ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

また、専門知識をもった福祉人材の養成、確保を図るとともに、福祉を担う人材の質的な向上を目指します。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
<p>福祉人材・ボランティアの養成と資質の向上</p> <p>各種専門職などの人材・ボランティアの養成の確保に努めます。</p> <p>障がいのある人自身が自ら福祉活動に参画するNPO活動への支援に引き続き取り組み、多様な事業主体が参入できるように努めます。</p> <p>職員に対する専門的な研修を実施し、指定事業者のサービスの質の向上を図ります。</p> <p>ボランティア講座を広く周知し、活動ができるよう活躍の場の紹介や、スキルアップのための講座や支援を増やしていきます。</p> <p>中学生が町内の行事の際にボランティアとして活躍している中、卒業してからも継続的に活躍できるよう、次世代の地域を担うリーダーとして育成していきます。</p>	○	○	○	○	学校 教育委員会
<p>障がい福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援</p> <p>障がい福祉分野に関わる人材確保を図るため、民間事業者や関係機関等と連携し、障がい福祉の魅力を発信する就職面談会を周知します。</p> <p>障がい福祉分野に関わる人材の職場定着を図るため、福祉・介護職員の安定的な処遇改善などを目的に創設された「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」について、障がい福祉サービス事業所に対して周知啓発を行います。</p>		○		○	

施策5 情報収集、情報提供の充実

障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるように、障がいのある人の多様なニーズに応じた、わかりやすい情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、情報バリアフリー化を推進します

さらに、誰もが、支援を必要とする人の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるよう、心のバリアフリーをより一層推進し、ありのままに全てを受け入れる町民協働の共生社会の実現を目指します。

障がいの特性に応じた点訳や音声ガイド、拡大文字をはじめ、だれもが理解し、利用しやすい内容の情報提供に努めます。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
<p>あらゆる場・機会を通じたこころのバリアフリーの推進</p> <p>障がいのある人を支える社会が偶々にまで行き渡るよう、地域と一体となり、積極的かつ継続的な啓発・交流に努めます。</p> <p>障がいを理解し「機会均等」と「自立支援」への様々な取り組みを地域や学校などで進めます。</p> <p>行政、民間企業、そしてその従業員、学校など、様々な団体や対象者への啓発、広報などを通じた地域住民への啓発と、各関係部局が連携した取り組みを進めます。</p>	○	○	○	○	学校 教育委員会
<p>情報のバリアフリーと利用しやすくわかりやすい情報の提供</p> <p>手話や要約筆記、点字による情報提供を進めます。</p> <p>ホームページやSNSなどの情報発信ツールを幅広く活用し、誰にでも分かりやすく伝えたい情報が正確に伝わるような情報提供に努めます。</p> <p>手話などによるコミュニケーションを図れるよう講座を開催していくなど、聴覚や視覚などに障がいのある方への情報提供の仕方にも配慮していきます。</p>			○	○	

施策 6 防災、防犯対策の推進

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体等との連携を図り、防災・防犯対策を進めます。

犯罪被害に遭わないよう地域での見守りの強化や、災害時の避難を地域で支援できるよう、避難行動要支援者避難行動支援プランの個別計画の作成や、災害情報の提供や避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
<p>災害時・緊急時の支援体制の充実</p> <p>要援護者に日頃からの声かけに努め、有事の際に適切な避難誘導などが行えるよう個別支援計画を作成・更新していきます。</p> <p>児童・生徒や企業にも積極的に活動ができるよう知識の普及や防災体制など連携できる体制を整備し、要援護者などの受け入れ先として福祉避難所の指定を行い、受け入れ体制の協議・整備を進めます。</p> <p>迅速に災害ボランティアセンターを設置し効率的に運営するため、災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催や設置運営訓練を通して、地域防災力の向上に努めます。</p> <p>迅速かつ確実に伝達できる手段となる防災行政無線の設置やあんしんかさまつメールやSNSの利用者登録等の増加に努めます。</p> <p>支援が必要な人の情報の共有化、安否確認などの仕組み、避難所のバリアフリーについて引き続きその体制の整備に努めます。</p>	○	○	○	○	町内会 学校 教育委員会
<p>防犯活動・見守り体制の充実</p> <p>地域住民の相互の見守り、民生委員による地域の見守り活動や安全確保のための環境整備を推進します。</p>	○	○	○	○	民生委員

目標 2 社会参加できる支援の実現

施策 1 療育、教育体制の充実

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

発育や発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育てなどの連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実を図るとともに、ネットワーク等の構築をめざします。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
<p>障がいのある児童・生徒の人権が尊重される教育の推進</p> <p>障がいのある児童・生徒については、自らの意見を表明することが困難なこともあり、引き続き学校全体としての指導体制の徹底や校内外の相談体制の充実を図ります。</p> <p>ノーマライゼーションの理念に基づき、自尊感情や自己肯定感を育み、幼児・児童・生徒が自分を取り巻く人間関係を自ら豊かに構築していけるよう引き続き指導の充実に努めます。</p> <p>義務教育段階においては、ともに学ぶことの意義を十分に認識し、引き続き個々の児童・生徒の状況に応じた教育内容の充実を図ります。</p> <p>障がいのある児童・生徒について、学校全体で教育活動を推進し、本人・保護者などの意向も踏まえ、個別の指導計画を作成するなど、引き続き一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図ります。</p>				○	学校 教育委員会

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
<p>障がいのある児童・生徒の教育環境の整備</p> <p>障がいのある児童・生徒の保護者が早期から教育相談などを受けることが出来るよう、引き続き保健・医療・福祉・教育等が連携して支援体制の整備に努めます。</p> <p>障がいの重度・重複化、多様化に対応し、引き続き肢体不自由と知的障がいなどの障がい種別の枠を超えた教育の充実を図っていきます。</p> <p>障がいのある子どもたちが学習活動に支障をきたすことのないよう、施設・設備面を始めとする個々の障がいの状況に応じた教育環境の整備に努めます。</p>				○	学校 教育委員会
<p>交流教育の推進</p> <p>障がいのある幼児・児童・生徒の学習機会の充実を図り、障がいのある人と障がいのない人がともに参加する学習機会のさらなる充実を図ります。</p>				○	学校 教育委員会
<p>発達障がい者（児）に対する支援の充実</p> <p>発達障がい及びその疑いがある子どもの早期発見、早期支援を図り、早期の発達相談や専門的な相談など必要な支援を行います。</p>		○		○	

施策2 雇用、就労の支援

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

また、障がいのある人が働くことにチャレンジし、働きつづけることができるよう、ハローワークをはじめ、各支援機関の緊密な連携・協力により、地域における雇用支援の充実、企業の自主的な取り組みと合理的配慮の理解の促進等を図っていきます。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
<p>雇用へのステップアップ</p> <p>身近な地域で、就労面及び生活面の支援を一体的に提供し、職場準備支援から就職・職場定着に至る相談・支援を行い、働くことへのチャレンジ、働き続けることを支える仕組みづくりを行います。また、就労支援施設は、従来の取り組みに加え、雇用を希望する障がいのある人のニーズに応えられるような、一般就労により近い形での実践的な職場実習・訓練の機会の支援に努めます。</p> <p>知的障がいのある人の職業的自立に向けた訓練の場の充実を図り、地域における訓練の活動拠点となるような仕組みづくりに努めます。</p>		○		○	ハローワーク
<p>公的部門における雇用・就労機会の創出、発注の促進</p> <p>障がいのある人の雇用・就労機会の拡大を図るため、一般就労・雇用支援策の理解の促進を図り、引き続き就労支援施設等からの調達を積極的に進めます。</p>		○		○	
<p>障がい者の雇用・就労促進</p> <p>特別支援学校や就労支援関係事業者等との連携による雇用・就労促進を進めていきます。</p>		○		○	
<p>働くことへのチャレンジ支援</p> <p>それぞれの意欲に応じて、働くことへのチャレンジができるような環境を整備するため、効果的な情報提供のさらなる充実に努めます。</p>		○		○	

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
企業等の取り組みの促進 企業が積極的に雇用と職場環境の整備に取り組むことを促進するため、障がいのある人に働く機会を提供するなどの啓発活動や職場実習の受け入れ、発注など、関係機関と障がいの程度に考慮した雇用を支える仕組みづくりに努めます。		○		○	商工会
働き続けることへの支援 職場環境に適応し、さらに能力の向上をめざすことができるように、スキルアップ、キャリアアップへの支援や、地域における就業相談・定着支援体制の整備を促進し、働き続けることへの支援に努めます。		○		○	

施策 3 経済的自立の支援

障がいのある人の経済的支援を対象とする各種給付や助成事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、対象者に対する十分な周知に取り組みます。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
住宅改善への支援 障がいのある人の経済的負担の軽減を図るため、住宅改修に要する経費の助成を行います。				○	
居住支援体制の整備 障がいがあることや生活に困窮していることで、入居を断られてしまうなど居住支援を必要とする人に対して、岐阜県居住支援協議会に加入している関係団体機関や近隣市町と連携し、支援します。		○		○	県 関係機関

施策 4 自立を支える活動の場の充実

生活支援施設等は、地域における身近な福祉資源として今後ますます重要な役割が期待されていることから、活動の場の拡大を図ります。また、空き店舗などを活用した地域の人たちとのゆったりとした活動の場、交流の場づくりなどの創出を図っていきます。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
地域における障がいのある人や児童・生徒の活動への支援 就労後や放課後、休日、長期休業期間などにおいて障がいのある人や児童・生徒への地域における活動への支援施策の充実を図るため、学校教育分野、社会教育分野及び福祉分野が連携を深め、地域の実情に応じた取り組みの促進に努めます。			○	○	学校 教育委員会
日中活動の場の整備 障がい者活動支援センターを積極的に活用するなど、引き続き日中活動の場の整備に努めます。		○		○	

目標3 日常生活を支える福祉、保健及び医療の充実

施策1 生活支援サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、それぞれの支援体制の充実を図ります。また、グループホームなど地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。また、障がい者が、社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいをもって暮らせるよう、外出や移動の支援を行います。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
障がい福祉サービス提供基盤の整備 関係機関と連携して、サービス供給基盤の整備促進や障がい特性に対応した福祉サービスの充実に努めます。		○		○	
地域ケア体制の充実 高齢の障がいのある人が必要な福祉サービスを利用できるよう、きめ細かな配慮をして、サービスの充実に努めます。				○	
地域生活移行支援システムの充実 施設とグループホーム等の地域の福祉資源と連携を図りながら地域生活移行支援の充実に努めます。		○		○	
グループホームの整備 グループホーム等を活用した身近な地域での小規模で多様な住まいの場の促進に努めます。		○		○	
移動支援サービスの充実 同行援護や行動援護など外出支援のサービスを適切に実施していくほか、新たな移動支援を調査し、サービスの充実に努めます。		○		○	
災害や感染症対策に係る体制整備 町内の障がい者施設の避難行動計画の策定、訓練の支援に努めます。 県・保健所・町感染症対策本部と連携し、町内障がい者施設等での感染拡大防止、終息に向け連携できる体制を作り、有事の際は当体制の立ち上げと町内障がい者施設との情報伝達を行います。		○	○	○	県 保健所

施策 2 生活支援体制の整備（地域生活支援拠点等）

住み慣れた家庭や地域で障がいのある人が暮らせるよう、一人ひとりの障がいの多様な特性や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図ります。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
入居施設の充実 地域生活のひとつの場として地域活動への参加支援、生活の質の向上をめざし、地域に開かれた運営を進め、人権の尊重された入居施設づくりに努めます。		○		○	
障がいのある人の社会生活の向上に向けた社会参加への支援の充実 地域での暮らしに向けた社会生活の向上のため、体験的なグループホームなど地域の実情に沿った多様な形態での展開を図っていきます。 医療機関との連携し、障がいのある人に対する地域での生活支援に努めます。 障がいに対応した生活訓練の実施や各種の福祉機器や補装具の給付に引き続き努めます。 広報・啓発等を通じて障がいを受け容れやすい環境を整備し、支援の必要なすべての障がいのある人が充実した福祉サービスを利用できるよう支援に努めます。		○	○	○	県 子ども相談センター 女性相談センター
障がい者・障がい児支援体制の整備 基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携を強化し、地域生活支援拠点の整備、緊急時の受け入れなど、障がい者、障がい児だけでなく、その家族も安心して生活ができる体制を整えていきます。		○		○	

施策3 コミュニケーション等サービスの充実

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図ります。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
<p>障がいの種別に応じたコミュニケーション等サービスの充実</p> <p>障がいのある人に対する情報・コミュニケーション支援が必要であるため、行政、民間団体の役割を明確にしながら、手話通訳者、要約筆記者などの人材の養成や派遣の充実を図ります。</p> <p>視覚・聴覚の重複障がいのある人の通訳・支援者の養成と、その派遣の充実に努めます。</p>			○	○	

施策4 保健、医療、リハビリテーションサービスの充実

リハビリテーションの理念の根底にあるものは、障がいのある人もひとりの人間として、その人格の尊厳性をもつ存在であり、障がいのある人の自立は、社会全体の発展に寄与するものであるという立場に立つもので、障がいがあるが故に人間的な生活条件から疎外されている人の全人間的復権をめざす技術及び社会的、政策的対応の総合的体系を指しています。

その考え方の基調は、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方を希求するものであって、必ずしも身体的機能の回復や職業復帰、経済的自立のみに矮小化されるものではありません。

このような考え方に立って、障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる提供体制の充実を図り、自立生活に向けた支援体制を構築します。

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育を推進します。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
<p>個々の障がいに対応した保健・医療・リハビリテーションサービスの充実</p> <p>乳幼児に対する健康診査やフォローアップ、中途障がいのある人に対する地域でのリハビリテーション活動、健康管理などの施策を引き続き実施します。</p> <p>病気と障がいを併せ持つ人に対して、医療機関と協力し、安心して利用できる地域包括ケアシステム体制の充実に努めます。</p> <p>難病患者について、在宅生活の質の向上、関係者への啓発、難病団体との連携の強化などの支援に努めます。</p> <p>発達障がいのある児童・生徒への支援については、通級教室、療育・地域生活支援体制の充実に努めます。</p>		○		○	学校 教育委員会 県保健所

施策5 相談支援体制の充実（切れ目のない支援体制）

障がいのある人の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められる場合もあり、関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援を行うとともに、質の向上を図ります。

また、障がいのある人が、相談機関や福祉サービス、生活に関する情報を必要ときに手軽に入手することができるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ります。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
身近な相談窓口体制の整備 身近なところでの相談機能の整備が必要であるため、総合的な相談に応じ、一人ひとりに必要なサービスを組み合わせたり、適切な供給主体とつなげたり、利用者本人の代弁を行うなどのケアマネジメントの普及に努めます。		○		○	
障害者総合支援協議会の充実 相談支援事業をはじめとする地域福祉推進のネットワークの構築に向け中核的役割を果たす協議の場として障害者総合支援協議会の機能の充実に努めます。 障害者総合支援協議会が、地域内の認可施設や作業所、グループホーム、NPO法人等の地域の関係機関のネットワークの核となり、個別の支援に対する関係機関の調整機関としての機能が果たせるよう努めます。		○		○	
手話通訳者・要約筆記者及び奉仕者の確保 制度の円滑な推進のため、聴覚に障がいのある人などコミュニケーション支援の必要な人に手話通訳者、要約筆記者等の確保に努めます。				○	
専門的な相談機能の充実 家族や介助者への支援や、医療的相談・こころの健康相談など、より専門的な相談機能の充実に努めます。		○	○	○	
精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築 精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。		○	○	○	



第6期笠松町障がい福祉計画

1 計画の位置づけ及び期間

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、第5期羽島郡障がい福祉計画を引き継ぎ、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

2 成果目標と活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 成果目標の達成状況

項目	数値	考え方
平成28年度末時点施設入所者数	21人	平成28年度末の施設入所者数（実績）
令和2年度末時点の入所者数	22人	令和2年度末の施設入所者数（見込み）

令和2年度末入所者削減目標値	20人 削減率：4.8%	町目標：2%以上（1人） ◆平成28年度末の施設入所者数21人の2%=1人
----------------	-----------------	--

入所者削減実績・見込値	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
	20人（1人）	21人（0人）	22人（△1人）

※（ ）の人数は、平成28年度との比較

② 成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	同 左
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	同 左

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	20 人
令和5年度末までの地域生活移行者数	2 人

目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、また、施設入所に至らないようにするため、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 成果目標の達成状況

項目	数値	考え方
第5期における目標値	一か所	令和2年度末までに設置する協議の場数
令和2年度末設置見込数	一か所	地域包括ケアプロジェクトを設置

② 成果目標の設定

	活動指標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	—	—	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	—	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1

目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として障害者総合支援協議会を活用し、検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の充実

① 成果目標の達成状況

項目	数値	考え方
第5期における目標値	1か所	令和2年度末までに整備する場数
令和2年度末設置見込数	一か所	面的整備による実施

② 成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	令和5年度末までに、身近な圏域内に1つ以上整備し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討すること

目 標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	—	—	1
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	—	—	1

目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、本町の実情や課題について関係機関が情報を共有し、障害者総合支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 成果目標の達成状況

1 福祉施設から一般就労への移行数

項目	数値	考え方
平成 28 年度 一般就労移行数者数	0人	平成 28 年度末において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

令和 2 年度末 一般就労移行数者数 目 標 値	1 人 一倍	平成 2 年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数 国目標：就労移行者数 7 人の 1.5 倍以上
--------------------------------	-----------	--

一般就労移行数者数 実績・見込値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)
	0 人	0 人	0 人

2 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成 28 年度 就労移行支援事業利用者数	6 人	平成 28 年度末時点において 就労移行支援事業を利用した者の数

令和 2 年度末 就労移行支援事業利用者数 目 標 値	8 人 1.3 倍	平成 2 年度末時点において 就労移行支援事業を利用する者の数
-----------------------------------	--------------	------------------------------------

就労移行支援事業利用者数 実績・見込値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)
	3 人	4 人	6 人

3 就労移行支援事業所の就労移行率

項目	数値	考え方
平成 28 年度末 の就労移行支援事業所の数	一か所	平成 28 年度末における就労移行支援 事業所の数
令和 2 年度末 就労移行率が 3 割以上の 就労移行支援事業所の数 目 標 値	一か所 一%	就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事 業所の数 国目標：全体の 5 割以上 ◆平成 28 年度末の就労移行支援事業所 の数 3 件の 5 割以上（2 か所）

② 成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和 5 年度までに、令和元年度 実績の 1.27 倍以上	同 左
就労移行支援におけ る一般就労移行者数	令和 5 年度までに、令和元年度 実績の 1.30 倍以上	同 左
就労継続支援 A 型に おける一般就労移行 者数	令和 5 年度までに、令和元年度 実績の 1.26 倍以上	同 左
就労継続支援 B 型に おける一般就労移行 者数	令和 5 年度までに、令和元年度 実績の 1.23 倍以上	同 左
就労定着支援事業の 利用者数	令和 5 年度における就労移行 支援事業等を通じて一般就労 に移行する人数の 7 割が就労 定着支援事業を利用すること を基本	同 左
就労定着支援事業の 就労定着率	令和 5 年度における就労定着 支援による就労定着率が 8 割 以上の事業所を全体の 7 割以 上とすることを基本	同 左

目 標 値	
令和5年度までの一般就労移行者数	3人 (-100%)
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	1人 (-100%)
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人 (-100%)
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人 (-100%)
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	2人 (-%)
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	100%

目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	同 左

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	実 施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	70	75	80
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10	12	14
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	50	55	60
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	40	45	50

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを強化し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

① 成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	同 左

目 標 値	
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	実 施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	有・1回	有・1回	有・1回

目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、障害者総合支援協議会の場を活用して協議を進めます。

3 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより自己判断能力に制限を受けている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者 等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	23	33	29	33	34	37
	時間/月	245	404	320	350	383	420
重度訪問介護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	250	250	250
同行援護	人/月	2	1	2	3	4	4
	時間/月	16	38	11	41	56	56
行動援護	人/月	1	3	2	3	4	4
	時間/月	16	38	12	41	56	56
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	200	200	200

※令和2年度のみ見込み

② 見込量確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるように利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	対象:身体障がい者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	対象:知的障がい者・精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間（夜間を含む）、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	47	50	56	57	58	59
	人日/月	762	888	907	1,033	1,078	1,125
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	0	0	1	1	1
	人日/月	43	0	0	45	45	45
就労移行支援	人/月	4	4	6	7	7	8
	人日/月	71	68	90	95	95	100
就労継続支援 (A型)	人/月	40	45	53	58	63	69
	人日/月	743	894	1,048	1,127	1,211	1,302
就労継続支援 (B型)	人/月	16	15	21	24	27	30
	人日/月	229	228	285	314	346	382
就労定着支援	人/月	0	1	3	3	3	3
療養介護	人/月	0	0	0	1	1	1
短期入所 (医療型)	人/月	10	11	8	10	11	13
	人日/月	41	39	54	73	99	134
短期入所 (福祉型)	人/月	3	1	1	2	2	2
	人日/月	6	1	1	11	11	11

※各年度3月分まで(令和2年度のみ見込み)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等の周知・啓発を行っていきます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	入居施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	9	10	10	10	11	11
施設入所支援	人/月	20	21	22	22	22	20

※各年度3月分まで(令和2年度のみ見込み)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入居等から地域生活への移行を進めます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 相談支援

サービス	概要
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	25	29	39	42	46	50
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※各年度3月分まで(令和2年度のみ見込み)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実に努めます。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを強化し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和2年度のみ見込み

② 見込量確保の方策

- 障がい者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組を行い、こころのバリアフリーを推進します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1

※令和2年度のみ見込み

② 見込量確保の方策

- 自主グループの活動を支援し、障がい者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
障がい者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。
相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
障害者総合支援協議会	相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場を設置します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
相談支援機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
障害者総合支援協議会	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和2年度のみ見込み

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの充実を図り、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業の強化・充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な人を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援制度事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援制度事業	実施有無	無	無	無	無	有	有

※令和2年度のみ見込み

② 見込量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者等が、手話通訳者・要約筆記による意思疎通の支援を必要とする場合、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	18	13	30	33	34	34

※令和2年度のみ見込み

② 見込量確保の方策

- 派遣者の養成や技能の向上を図り、関係機関と連携し、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用を促進します。

(6) 日常生活用具給付事業

サービス	概要
介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件/年	1	3	3	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	2	3	5	6	6	7
在宅療養等支援用具	件/年	5	9	7	8	8	9
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	4	5	7	11	17
排泄管理支援用具	件/年	380	446	450	457	464	471
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	1	2	1	1	1

※令和2年度のみ見込み

② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を2年間行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	5	—	5	—	6	—

※令和2年度のみ見込み

② 見込量確保の方策

- 手話奉仕員の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/月	26	20	11	15	15	15
	時間/月	144	88	122	150	150	150

※令和2年度のみ見込み

② 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実を図ります。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3	3	3	3

※令和2年度のみ見込み

② 見込量確保の方策

- 障害者地域活動支援室の相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

(10) その他の事業

サービス	概要
訪問入浴サービス事業	在宅で重度の身体障がい者の生活を支援するため、居宅へ訪問し入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	日中障がいのある人への活動の場を提供するとともに、見守りを行い、社会に適応するための日常的な訓練を実施します。また、障がいのある人の家族に対して、一時的な休息を提供します。
自動車運転免許取得・改造費助成事業	道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得する場合、取得に要する費用の一部や、自らが所有し運転する自動車の走行装置等の必要な改造に要した費用の一部を助成します。
介助用自動車購入費補助事業	介助用の自動車の購入費を助成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	1	1	1
	回/年	2	48	5	50	50	50
日中一時支援事業	箇所	0	1	1	1	1	1
	人	0	1	1	1	1	1
	回/年	0	78	15	80	80	80
自動車運転免許取得・改造費助成事業	件	0	0	0	1	1	1
介助用自動車購入費補助事業	件	1	0	0	1	1	1

※令和2年度のみ見込み

② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

③ その他の任意事業

1 【日常生活支援】

- 福祉ホームの運営事業 ○生活訓練等事業
- 地域移行のための安心生活支援 ○障がい児支援体制整備
- 巡回支援専門員整備 ○相談支援事業所等

2 【社会参加支援】

- スポーツ・レクリエーション活動等支援 ○文化芸術活動振興
- 点字・声の広報等発行 ○奉仕員養成研修

3 【就業・就労支援】

- 盲人ホームの運営 ○重度障がい者在宅就労支援
- 更生訓練費給付 ○知的障がい者職親委託

4 【見込量確保の方策】

地域生活支援事業（任意事業）の実施の必要性を見極めながら、事業の実施を検討していきます。



第 5 章

第 2 期笠松町障がい児福祉計画

1 計画の位置づけ及び期間

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、第1期羽島郡障がい児福祉計画を引き継ぎ、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

2 成果指標と活動指標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

①成果目標の達成状況

項目	数値	実績値
児童発達支援センターの設置数	1 か所	1 事業所（一部事務組合で設置済）
保育所等訪問支援提供事業所数	1 か所	1 か所（一部事務組合で設置済）
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所	1 か所（一部事務組合で設置済）
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	一か所	一か所（未達成）
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	一か所	一か所（未達成）

②成果目標の設定

項目	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	同 左
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	同 左
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	同 左
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	同 左
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	同 左
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	同 左

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1か所 (一部事務組合で設置済)
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	同 上
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	同 上
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所 (圏域で1か所設置済)
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1か所 (圏域で1か所設置)
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人 (圏域で1人設置)

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10	12	15

目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を引き続き確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための、医療的ケア児の支援について協議の場を設けます。

3 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うとされ、児童発達支援センター等に障がい児を通わせて児童発達支援事業を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うとされ、医療型児童発達支援センター等に障がい児を通わせて児童発達支援及び治療が行われます。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、放課後等デイサービス事業所等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用にあたって、障がい児利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。
コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	10	9	11	11	13	16
	人日/月	85	79	96	100	126	158
医療型児童発達支援	人/月	4	5	6	7	9	11
	人日/月	17	14	25	30	33	35
放課後等デイサービス	人/月	56	47	63	65	70	75
	人日/月	486	586	675	700	750	800
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	2	2	2
障がい児相談支援	人/月	12	16	23	18	21	25
コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	1

※各年度3月分まで(令和2年度のみ見込み)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、住民の協力が得られるよう働きかけるとともに、地域活動団体や、身体障害者福祉協会等の関係団体との連携を強化し、住民、地域、行政の三者協働による施策の展開を目指します。

また、障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育・住宅・交通・情報等広範な分野にわたるため、町の障がい福祉担当が中心となり、他の関連する担当課・庁内関連機関との相互連携のみならず、近隣市町とも協力し合い、本計画を推進します。

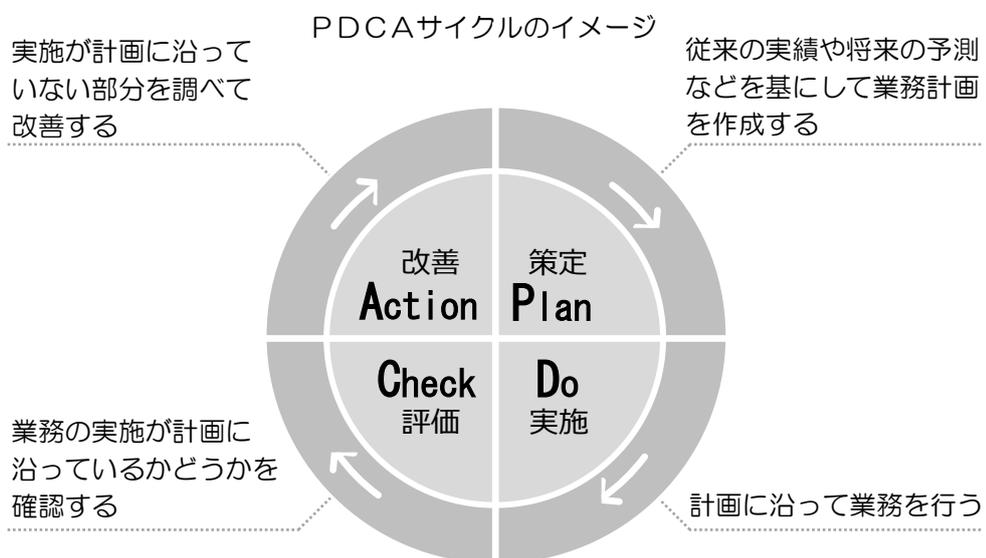
さらに、広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行にあたっては、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることと規定し、計画にPDCAサイクルを導入することを定めています。

庁内の推進体制としては、計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。

「障害者総合支援協議会」においては、計画の進捗状況の報告及び評価を行います。





参考資料

1 笠松町障がい者計画等策定委員会設置要綱

令和元年6月24日笠松町告示第20号

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「障がい者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下「障がい福祉計画」という。）及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「障がい児福祉計画」という。）を策定するため、笠松町障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱するものとする。

- (1) 福祉及び保健医療関係者
- (2) 障がい者又はその家族
- (3) 識見を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了した日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議には、委員のほか必要により関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉子ども課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

2 第2次羽島郡障がい者計画策定委員会設置要綱（平成22年笠松町告示第72号）及び羽島郡障がい福祉計画策定委員会設置要綱（平成23年笠松町告示第103号）は、廃止する。

2 笠松町障がい者計画等策定委員名簿

区分	氏名	役職名	備考
福祉及び保健医療関係者	片山 良彦	一般社団法人 羽島郡医師会 副会長	
	川合 宗次	社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会 理事長	
	森 敏幸	社会福祉法人 舟伏 副理事長	
障がい者及びその家族	○ 岩田 賢一	岐阜県身体障害者福祉協会 羽島郡支部笠松町分会 分会長	
	今村 正子	笠松町障害児（者）を持つ 親の会	
	山口 真奈美	子どもの発達を考える会 そらいろパレット 会長	
識見を有する者	野原 弘康	羽島郡二町教育委員会 教育長	
	◎ 古澤 哲男	社会福祉法人 笠松町社会福祉協議会 会長	
	田村 文子	笠松町民生委員・ 児童委員協議会 会長	
	上野 里枝子	社会福祉法人 笠松町地域振興公社 ことばの教室 主任指導員	
	飯沼 博美	岐阜地域福祉事務所 福祉課長	
	井上 玲子	岐阜県岐阜保健所 健康増進課長	

◎委員長 ○副委員長

※順不同、敬省略

3 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和元年8月28日	令和元年度 第1回笠松町障がい者計画等策定委員会	(1) 計画策定について (2) アンケート調査について
令和元年9月25日	令和元年度 第2回笠松町障がい者計画等策定委員会	(1) アンケート調査について
令和2年3月18日	令和元年度 第3回笠松町障がい者計画等策定委員会	(1) 「笠松町「障がい福祉」に関する調査」結果の報告について
令和2年7月29日	令和2年度 第1回笠松町障がい者計画等策定委員会	(1) 第2次羽島郡障がい者計画等の評価について (2) 笠松町の現状等について (3) 第3次笠松町障がい者計画等の骨子(案)について
令和2年11月24日	令和2年度 第2回笠松町障がい者計画等策定委員会	(1) 笠松町障がい者総合支援プラン(案)について
令和2年12月16日～ 令和3年1月15日	パブリックコメントの実施	・笠松町障がい者総合支援プラン(案)に対する意見募集
令和3年2月12日	令和2年度 第3回笠松町障がい者計画等策定委員会	(1) パブリックコメントの結果報告等について (2) 笠松町障がい者総合支援プラン(案)の承認等について

4 用語解説

【あ行】

意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービス。

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービス。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

共同生活援助

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

グループホーム

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービス。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり、援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

児童発達支援

未就学の障がい児について、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービス。

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービス。

就労継続支援A型

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービス。

就労継続支援B型

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービス。

就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がい者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がい者および障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービス。

身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者であって、県知事等から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

生活介護

常時介護が必要である障がいのある人に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

精神障がい者

統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障がいを含む）。

成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人、又は認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

【た行】

短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

地域活動支援センター

障がいによって働くことが困難な障がいのある人の日中の活動をサポートする福祉施設で、目的によりⅠ型からⅢ型に分けられる。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

知的障がい者

知的機能の障がい未発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

特別支援教育

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

ノーマライゼーション

障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差の解消や、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

福祉的就労

障がいのため、働く機会が得られない障がいのある人の働く権利を保障する場。

保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービス。

放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービス。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

【ら行】

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。岐阜県での障がいの程度表示は、最重度「A1」・重度「A2」・中度「B1」・軽度「B2」となっている。

リハビリテーション

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

笠松町障がい者総合支援プラン

発 行 笠松町

編 集 住民福祉部 福祉子ども課

発行年月日 令和3年3月

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

TEL : 058-388-1111 FAX : 058-388-5816

URL <https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>
